

ID: 1

担当部署: 総務課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町章の使用に関する規則 第3条第1項		
例規番号	平成28年規則第36号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第4条の規定による。 (許可等)</p> <p>第3条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容等を審査し、使用の許可又は申請の却下を決定するものとする。</p> <p>2 町長は、前項の決定をしたときは、町章使用許可書(様式第2号)又は使用不許可通知書(様式第3号)により申請者に対し通知するものとする。</p> <p>3 町長は、町章の使用許可に当たっては、必要に応じ条件を付することができる。 (許可の基準)</p> <p>第4条 町長は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしてはならない。</p> <p>(1) 塩谷町の信用や品位を損ない、又は町章制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場合</p> <p>(2) 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用する場合</p> <p>(3) 公共性又は公益性がないもの</p> <p>(4) 営利を目的として使用するとき</p> <p>(5) 特定の個人、法人等の名称と併せて使用するとき</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 3

担当部署: 管理課

処分の概要	庁舎の立入り及び使用の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町役場庁舎並びに構内の立入り使用等に関する規則 第2条		
例規番号	昭和61年規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第2条の規定による。</p> <p>第2条 同一目的をもったものが多衆で庁舎内に立入り、又は構内を使用するときは、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 物品の販売その他これらに類似する商行為をし、又は講演その他宣伝行為をするため、庁舎内に立入り又は構内を使用するときも、また同様とする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 5

担当部署: 管理課

処分の概要	印刷物の掲示の許可又は承認		
例規名 根拠条項	塩谷町役場庁舎並びに構内の立入り使用等に関する規則 第5条第1項		
例規番号	昭和61年規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。</p> <p>第5条 庁舎内、又は構内に宣伝その他の印刷物を掲示するときは、町長の許可又は承認を受けなければならない。</p> <p>2 前条の掲示は、町長の指定する所定の掲示場にしなければならない。</p> <p>3 前2項に違反して掲示したときは、町長はこれを撤去する。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 7

担当部署: くらし安全課

処分の概要	分担金の徴収猶予		
例規名 根拠条項	塩谷町移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例 第6条		
例規番号	平成22年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (分担金の徴収猶予)</p> <p>第6条 町長は、天災その他特別の事情により受益者にとって分担金の納入が著しく困難であると認めた場合は、分担金の徴収を猶予することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 8

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町テレビ放送共同受信施設条例 第6条		
例規番号	平成23年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第6条の規定による。 (対象地区)</p> <p>第4条 施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 別表に定める地区に居住する者及び所在する事業所</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に必要があると認めるもの (使用の許可)</p> <p>第6条 町長は、受信施設を利用する組合に対し、目的を効果的に達成することを条件に使用を許可するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 11

担当部署: くらし安全課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町テレビ放送共同受信施設条例 第9条		
例規番号	平成23年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び塩谷町テレビ放送共同受信施設条例施行規則第4条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第9条 町長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 条例第9条の規定により使用料が減免となるのは、別表1のいずれかに該当する組合員とする。</p> <p>2 使用料の減免対象となる組合員は別記様式第2号を町に提出することができる。</p> <p>3 町は、別記様式第2号の提出があった場合、組合員の世帯の状況を確認し、使用料を減免する場合は、別記様式第3号により組合員に通知しなければならない。</p> <p>4 町は、使用料を減免している組合員が減免基準に該当しなくなった場合は、別記様式第4号により、使用料の徴収を開始することを通知しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 21

担当部署: 管理課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町行政財産使用料条例 第6条		
例規番号	平成4年条例第5号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用料の減免) 第6条 行政財産の使用について、公用その他の理由により、町長が特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 22

担当部署: 管理課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	塩谷町行政財産使用料条例 第7条ただし書		
例規番号	平成4年条例第5号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料の不還付) 第7条 既納の使用料は還付しない。ただし、公用又は公共用に供するため行政財産の使用の許可を取り消したとき、その他特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 25

担当部署: 企画調整課

処分の概要	手数料の還付承認		
例規名 根拠条項	塩谷町手数料条例 第7条ただし書		
例規番号	平成12年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (還付)</p> <p>第7条 既に徴収した手数料は還付しない。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、全部又は一部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 26

担当部署: 企画調整課

処分の概要	手数料の免除		
例規名 根拠条項	塩谷町手数料条例 第8条		
例規番号	平成12年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (免除)</p> <p>第8条 次に掲げるものは、手数料を免除することができる。</p> <p>(1) 法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないもの</p> <p>(2) 本町の住民で、公費の援助又は、扶助を受けるために必要な者から請求のあったもの</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている者から請求のあったもの</p> <p>(4) 官公署から請求のあったもの</p> <p>(5) 公用で使用するもの</p> <p>(6) 法令の規定により、条例で定めるところにより戸籍に関し無料で証明することができることとされているもの</p> <p>(7) 前各号に規定するもののほか、町長が特に免除する必要があると認めたもの</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 30

担当部署: 教育委員会事務局 学校教育課

処分の概要	利用保護者負担金の減額		
例規名 根拠条項	塩谷町立塩谷中学校スクールバス運行に関する条例 第6条		
例規番号	平成22年条例第22号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び塩谷町立塩谷中学校スクールバス運行に関する条例施行規則第6条の規定による。</p> <p>(減額措置)</p> <p>第6条 町長は、相当の理由があると認めた場合は、利用保護者負担金を減額することができる。</p> <p>(減額措置)</p> <p>第6条 条例第6条の規定により、利用保護者負担金を減額できるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とし、減額する額はそれぞれ次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 要保護の認定を受けている世帯 半額</p> <p>(2) 準要保護の認定を受けている世帯 半額</p> <p>(3) 利用開始日とその月の16日以降あるいは利用中止日とその月の15日以前の場合 当該月は半額</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 31

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	採取等の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町希少植物保護条例 第9条第1号		
例規番号	平成26年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (採取等の禁止)</p> <p>第9条 何人も希少植物の生きている個体については、採取、損傷をしてはならないものとする。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 許可を受けてその許可に係る採取等をする場合</p> <p>(2) 人の生命又は身体の保護などやむを得ない事由がある場合</p> <p>(3) 公共工事等を行う場合</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 34

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	入館の承認		
例規名 根拠条項	塩谷町郷土資料館の設置及び管理条例 第6条		
例規番号	昭和57年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第6条、第7条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (入館の承認)</p> <p>第6条 郷土資料館に入館しようとする者は、管理者の承認を受けなければならない。 (入館制限)</p> <p>第7条 次の各号の一つに該当するときは入館を承認しない。</p> <p>(1) 公安又は風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 建物又は設備等を破損するおそれがあるとき。 (3) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 35

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	町指定有形文化財に関する現状変更等の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町文化財保護条例 第15条第1項		
例規番号	平成17年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第15条の規定による。 (現状変更等の制限)</p> <p>第15条 町指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については、影響の軽微である場合はこの限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。</p> <p>4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 37

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	町指定史跡名勝天然記念物に関する現状変更等の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町文化財保護条例 第40条第1項		
例規番号	平成17年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第40条の規定による。 (現状変更等の制限)</p> <p>第40条 町指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合はこの限りでない。</p> <p>2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。</p> <p>3 第1項の規定による許可を与える場合には第15条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には同条第4項の規定を準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 39

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町体育施設設置及び管理条例 第3条第1項		
例規番号	平成17年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第3条、第4条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 体育施設を使用する者(以下「使用者」という。)は、塩谷町教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 (許可の制限)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号の一に該当すると認められるときには、その使用を許可しない。</p> <p>(1) 公益に反すると認めるとき (2) 管理上、支障があると認めるとき (3) その他教育委員会が適当でないと認めるとき</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 42

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	塩谷町体育施設設置及び管理条例 第7条第3項ただし書		
例規番号	平成17年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用料)</p> <p>第7条 使用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 使用料は、特別の場合を除き前納とする。</p> <p>3 既納の使用料は返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責によらない理由により使用不能になったとき</p> <p>(2) 使用日の7日前までに使用の取り消しの申出があつて、特別の事由があると認めるとき</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 43

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町体育施設設置及び管理条例 第8条		
例規番号	平成17年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び塩谷町体育施設設置及び管理条例施行規則第6条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第8条 町長は、公益上必要と認めるときは、使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第6条 条例第8条に規定する使用料の減免については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 町の機関が主催する行事に使用するときは免除する。</p> <p>(2) 町スポーツ協会及び地区スポーツ協会等が使用するとき、塩谷町学校施設の開放に関する規則(昭和52年塩谷町教委規則第1号)の第10条の規定による。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるときは、使用料を減額若しくは免除することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和4年10月1日

ID: 44

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町学校施設の開放に関する規則 第6条		
例規番号	昭和52年教育委員会規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第6条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用許可)</p> <p>第6条 施設の開放は、教育委員会が認めた団体及び塩谷町内に在住、在勤若しくは在学する者が10人以上の団体を構成し、かつ当該団体に監督者としての成人が含まれる場合に限り許可するものとする。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 47

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町学校施設の目的外使用に関する使用料条例 第4条		
例規番号	昭和59年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び塩谷町学校施設の開放に関する規則第10条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第4条 町長は、公益上必要と認めるときは使用料を減免することができる。</p> <p>(減免措置)</p> <p>第10条 条例第4条の規定による減免措置は、別表第2のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 48

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	塩谷町学校施設の目的外使用に関する使用料条例 第5条ただし書		
例規番号	昭和59年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (使用料の還付)</p> <p>第5条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 49

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	塩谷町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例 第5条第1項		
例規番号	平成23年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第5条、第6条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。</p> <p>(使用許可)</p> <p>第5条 センターを使用する者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、また同様とする。</p> <p>2 教育委員会は、センターの管理運営上必要があると認める場合は、前項の許可に条件を付すことができる。</p> <p>(使用制限)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条の許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は附属設備を損傷、滅失、破損又は汚損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) センターの管理運営上適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 52

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例 第9条		
例規番号	平成23年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び塩谷町生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則第12条の規定による。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第9条 教育委員会は、公益上特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第12条 条例第8条の規定による使用料の減免は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町及び町の関係機関又はこれに直接関係する団体が使用する場合。</p> <p>(2) 町社会教育団体又は社会福祉団体等が公共の福祉のために使用する場合。</p> <p>(3) センターが行う事業で各種教室及び講座の延長として行う学習及びこれに類する学習活動で組織的に継続して行う場合は免除とし、新たに組織した団体が自主的に行う学習及びこれに類する学習活動で組織的に継続して行う場合。2年間1/2免除とし次年次から全額免除とする。</p> <p>(4) 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体が社会教育に関する事業を行う場合は免除とする。ただし、学術、文化、スポーツの振興に寄与すると認められた新たな団体で塩谷町文化協会及びスポーツ協会等の既存団体に加盟し自主的に行う学習会及びこれに類する学習活動で組織的に継続して行う場合、2年間1/2免除とし次年次から全額免除とする。</p> <p>(5) その他教育委員会が特に必要と認めた場合。</p> <p>2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、許可申請書に必要事項を記入し提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和4年10月1日

ID: 53

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	塩谷町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例 第10条ただし書		
例規番号	平成23年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第10条及び塩谷町生涯学習センター設置及び管理に関する条例施行規則第13条の規定による。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 条例第10条に規定する使用料を還付する特別な理由とは次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責によらない理由により使用することができない場合。</p> <p>(2) 使用者が第7条の規定により使用の取消しを申し出た場合。</p> <p>(3) その他教育委員会が特別な理由があると認めた場合。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 55

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第6条第1項		
例規番号	平成23年条例第21号		
<p>【基準】</p> <p>第6条、第7条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用許可)</p> <p>第6条 コミュニティセンターを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、コミュニティセンターの管理上、必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。 (使用許可の制限)</p> <p>第7条 町長は、コミュニティセンターの使用が、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) コミュニティセンターの管理運営上支障があると認めるとき。 (3) その他、町長が適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 57

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第9条		
例規番号	平成23年条例第21号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び塩谷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第9条 町長は、特別な理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。 (使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第9条の規定による使用料の減免は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町及び町の関係機関又はこれに直接関係する団体が使用する場合。</p> <p>(2) 町社会教育団体又は社会福祉団体等が公共の福祉のために使用する場合。</p> <p>(3) 生涯学習センターが行う事業で各種教室及び講座の延長として行う学習及びこれに類する学習活動で組織的に継続して行う場合は免除とし、新たに組織した団体に自主的に行う学習及びこれに類する学習活動で組織的に継続して行う場合、2年間1/2免除とし次年次から全額免除とする。</p> <p>(4) 社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体が社会教育に関する事業を行う場合は免除とする。ただし、学術、文化、スポーツの振興に寄与すると認められた新たな団体に塩谷町文化協会及びスポーツ協会等の既存団体に加盟し自主的に行う学習会及びこれに類する学習活動で組織的に継続して行う場合、2年間1/2免除とし次年次から全額免除とする。</p> <p>(5) その他、町長が特に必要と認めた場合。</p> <p>2 前項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、許可申請書に必要事項を記入し提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和4年10月1日

ID: 58

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	塩谷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例 第10条ただし書		
例規番号	平成23年条例第21号		
<p>【基準】</p> <p>第10条及び塩谷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則第11条の規定による。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、町長が特別な理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(使用料の還付)</p> <p>第11条 条例第10条に規定する使用料を還付する特別な理由とは次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 使用者の責によらない理由により使用することができない場合。</p> <p>(2) 使用者が第6条の規定により使用の取消しを申し出た場合。</p> <p>(3) その他町長が特別な理由があると認めた場合。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 60

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用の変更許可		
例規名 根拠条項	塩谷町コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則 第7条		
例規番号	平成24年教育委員会規則第2号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用の変更)</p> <p>第7条 使用者が、コミュニティセンターの使用の変更の承認を受けようとするときは、速やかに塩谷町コミュニティセンター使用変更申請書(様式第3号)により町長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない場合は、口頭によることができる。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 61

担当部署: 健康生活課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町温泉浴場条例施行規則 第2条第1項		
例規番号	平成6年規則第3号		
<p>【基準】</p> <p>第2条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の申請及び許可)</p> <p>第2条 条例第3条に規定する使用許可は、使用券及び使用回数券の交付をもって行うものとする。</p> <p>2 条例第8条に規定する使用許可を受けようとするものは、塩谷町やまゆりの湯温泉露天浴場使用許可申請書(別記様式第1号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項の使用許可申請について適当と認めるときは、使用の許可を決定し、塩谷町やまゆりの湯温泉露天浴場使用許可書(別記様式第2号)を申請者に交付するものとする。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 62

担当部署: 健康生活課

処分の概要	入園の承諾又は許可		
例規名 根拠条項	塩谷町立認定しおやこども園条例 第7条第1項		
例規番号	平成23年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第6条から第8条までの規定による。 (入園資格等)</p> <p>第6条 こども園に入園できる者は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条に規定する支給認定を受けたものとする。</p> <p>(1)及び(2) 削除</p> <p>2 子育て支援センター事業を利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 町内に住所を有する小学校就学前の者又はその保護者</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、町長が認める者 (入園等の手続)</p> <p>第7条 こども園に入園を希望する乳幼児の保護者は、別に定めるところにより入園を申し込み、その承諾又は許可を受けなければならない。</p> <p>2 子育て支援センター事業の利用を希望する者は、町長に申し出なければならない。 (入園等の制限)</p> <p>第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、こども園の入園又は子育て支援センター事業の利用を制限することができる。</p> <p>(1) 伝染病その他悪質な疾患を有する者が入園又は利用をしようとするとき。</p> <p>(2) 身体が虚弱で保育に耐えないと認められる者が入園又は利用をしようとするとき。</p> <p>(3) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 施設又は設備を滅失し、又は汚損するおそれがあるとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、こども園の管理運営上支障があるとき。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 64

担当部署: 健康生活課

処分の概要	保育料の返還承認		
例規名 根拠条項	塩谷町立認定しおやこども園条例 第10条ただし書		
例規番号	平成23年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (既納の保育料)</p> <p>第10条 既に納入された保育料は、返還しない。ただし、特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 66

担当部署: 健康生活課

処分の概要	利用料金の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例 第5条第2項		
例規番号	平成12年条例第7号		
<p>【基準】</p> <p>第5条及び塩谷町放課後児童クラブ室設置及び管理に関する条例施行規則第9条の規定による。</p> <p>第5条 放課後児童の利用料金は月額10,000円以内とする。ただし、保険料等は含まないものとする。</p> <p>2 町長は、必要があると認めるときは、前項の利用料金の減額又は全額を免除することができる。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第9条 条例第4条に規定する利用料金の減免を受けようとする者は、様式第3号により申請するものとする。</p> <p>2 町長は、次の各号に掲げる放課後児童クラブ室利用者の利用料金について、該当各号に規定するとおり減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 塩谷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(昭和51年塩谷町条例第20号)に規定する助成対象者 2分の1の減額</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の適用を受けている世帯に属する者 免除</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 67

担当部署: 健康生活課

処分の概要	医療費受給資格証の交付		
例規名 根拠条項	塩谷町子ども医療費助成に関する条例 第3条		
例規番号	昭和47年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、次のいずれかに該当する者(以下「対象の子ども」という。)の保護者のうち、塩谷町長が交付する子ども医療費受給資格証を有する者とする。</p> <p>(1) 塩谷町の区域内に住所を有する子ども(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる子ども及び生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子どもを除く。)</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により塩谷町が行う国民健康保険の被保険者となる子ども</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 68

担当部署: 健康生活課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	塩谷町子ども医療費助成に関する条例 第4条及び第5条		
例規番号	昭和47年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第5条の規定による。 (現物給付による助成)</p> <p>第4条 町長は、対象の子どもが保険給付を受けた場合には、医療機関等に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を、当該医療機関等の請求に基づき支払うものとする。ただし、医療機関等が助成対象者から一部負担金等の支払いを受けている場合は、この限りでない。</p> <p>(償還払いによる助成)</p> <p>第5条 町長は、県外の医療機関等での受診やその他やむを得ない事由により、助成対象者が一部負担金等を医療機関等に支払った場合には、助成対象者の申請に基づき、当該一部負担金等の額に相当する額を助成することができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 70

担当部署: 健康生活課

処分の概要	医療費受給資格証の再交付		
例規名 根拠条項	塩谷町子ども医療費助成に関する条例施行規則 第3条第2項		
例規番号	昭和47年規則第7号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (受給資格証の交付)</p> <p>第3条 町長は、前条の規定により登録した者に対し、様式第2号の子ども医療費受給資格証を交付するものとする。</p> <p>2 受給資格証を破損し、又は亡失したときは、様式第3号の子ども医療費受給資格証再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 74

担当部署: 健康生活課

処分の概要	利用者負担額の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める規則 第7条		
例規番号	平成27年規則第3号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (利用者負担額の減免)</p> <p>第7条 町長は災害その他の理由により特に必要があると認めるときは、利用者負担額、延長保育料等を減額し、又は免除することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 75

担当部署: 健康生活課

処分の概要	預かり保育の承諾		
例規名 根拠条項	塩谷町立認定しおやこども園条例施行規則 第10条		
例規番号	平成29年規則第9号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (預かり保育の申込み)</p> <p>第10条 預かり保育を希望する保護者は、預かり保育を利用しようとする日の7日前までに預かり保育申込書(別記第1号様式)を町長に提出し、承諾を受けなければならない。ただし、保護者の疾病等やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 76

担当部署: 健康生活課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町こども未来館しおらんの設置及び管理に関する条例 第6条		
例規番号	令和2年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第6条、第7条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の許可)</p> <p>第6条 第3条第8号から第11号の施設を専用利用(2人以上の者が独占的に使用することをいう。以下同じ。)しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。この場合において、町長は管理運営上必要があると認めるときは条件を付することができるものとする。 (利用の制限)</p> <p>第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を許可しない。</p> <p>(1) 風俗を害し、又は公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 建物又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) 管理上支障があると認めるとき。 (4) その他町長が適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 77

担当部署: 健康生活課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町こども未来館しおらんの設置及び管理に関する条例 第9条第1項		
例規番号	令和2年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (特別設備等の許可)</p> <p>第9条 利用者は、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具(以下「特別設備等」という。)を利用するときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項に規定する場合において、特別設備等に生じる費用は、利用者の負担とする</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 80

担当部署: 健康生活課

処分の概要	利用料の返還承認		
例規名 根拠条項	塩谷町こども未来館しおらんの設置及び管理に関する条例 第12条ただし書		
例規番号	令和2年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第12条の規定による。 (利用料の返還)</p> <p>第12条 すでに納付された利用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときには、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰することのない理由により利用できなかった場合</p> <p>(2) 利用前に利用許可を取り消された場合</p> <p>(3) 利用前3日前までに利用の取消しを申し出た場合</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、相当の理由があると認めた場合</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 81

担当部署: 福祉課

処分の概要	医療費受給資格者証の交付		
例規名 根拠条項	塩谷町重度心身障害者医療費助成に関する条例 第3条		
例規番号	昭和48年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成を受けられる者(以下「助成対象者」という。)は、塩谷町の区域内に住所を有する者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55号の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。)、国民健康保険法第116条の2の規定により塩谷町が行う国民健康保険の被保険者となる者又は塩谷町に住所を有していたと認められることにより高齢者の医療の確保に関する法律第55号の規定により栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者であり、かつ、医療保険各号の規定による被保険者又は被扶養者である重度心身障害者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。)であって、町長が交付する重度心身障害者医療費受給資格者証を有する者とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 82

担当部署: 福祉課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	塩谷町重度心身障害者医療費助成に関する条例 第4条		
例規番号	昭和48年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (助成)</p> <p>第4条 町長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、医療機関等に支払った一部負担金等の額に相当する額を助成する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 84

担当部署: 福祉課

処分の概要	医療費受給資格者証の再交付		
例規名 根拠条項	塩谷町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則 第3条第4項		
例規番号	昭和48年規則第7号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (受給資格者証の交付)</p> <p>第3条 町長は、前条の規定により申請した者が条例第3条に該当するときは、当該申請者に様式第2号の重度心身障害者医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 受給資格者証の有効期間は、条例第3条の規定による助成対象者(以下「助成対象者」という。)となった日の属する月の初日から、助成対象者でなくなった日の属する月の末日とする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める日を受給資格者証の有効期間の始期とする。</p> <p>(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をした日(以下「転入日」という。)の属する月中に助成対象者となった場合 当該転入日</p> <p>(2) 転入日の属する月の翌月に助成対象者となった者で、助成対象者となった日が当該転入日から起算して15日以内である場合 当該転入日</p> <p>(3) 塩谷町の区域内に住所を有し、かつ、県内他市町の受給資格者証の交付を受けていた者が、新たに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する後期高齢者医療の被保険者となったことにより、当該被保険者となった日の属する月中に助成対象者となった場合 当該被保険者となった日</p> <p>4 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、様式第3号による申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。</p> <p>5 亡失した受給資格者証を発見したときは、すみやかに当該発見した受給資格者証を町長に返還しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 85

担当部署: 福祉課

処分の概要	医療費受給資格者証の交付		
例規名 根拠条項	塩谷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 第3条		
例規番号	昭和51年条例第20号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (助成対象者)</p> <p>第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、ひとり親家庭の親と子であって、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者であり、次のいずれかに該当する者のうち、受給資格者証に助成対象者として記載されている者とする。</p> <p>(1) 塩谷町の区域内に住所を有する者(国民健康保険法第116条の2の規定により他の市町村が行う国民健康保険の被保険者となる者又は高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項の規定により同項に規定する他の後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者を除く。)</p> <p>(2) 国民健康保険法第116条の2の規定により塩谷町が行う国民健康保険の被保険者となる者又は塩谷町に住所を有していたと認められることにより、高齢者の医療の確保に関する法律第55号の規定により同法第48条の規定に基づき設置された栃木県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となる者</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 86

担当部署: 福祉課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	塩谷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例 第5条		
例規番号	昭和51年条例第20号		
<p>【基準】 第5条の規定による。 (助成) 第5条 町長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、助成対象者に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を助成対象者の申請に基づき助成するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 88

担当部署: 福祉課

処分の概要	医療費受給資格者証の更新		
例規名 根拠条項	塩谷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則 第6条第1項		
例規番号	昭和53年規則第6号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (受給資格者証の更新等)</p> <p>第6条 受給資格者証の交付を受けている受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、別記様式第3号の更新申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により申請した者が、条例第4条に該当しないときは、当該申請者に、様式第2号の受給資格者証を交付するものとする。</p> <p>3 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、別記様式第4号による再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 89

担当部署: 健康生活課

処分の概要	医療費受給資格者証の再交付		
例規名 根拠条項	塩谷町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例施行規則 第6条第3項		
例規番号	昭和53年規則第6号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (受給資格者証の更新等)</p> <p>第6条 受給資格者証の交付を受けている受給資格者は、毎年8月1日から同月31日までの間に、別記様式第3号の更新申請書を提出しなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により申請した者が、条例第4条に該当しないときは、当該申請者に、様式第2号の受給資格者証を交付するものとする。</p> <p>3 受給資格者証を破損し、又は亡失したときは、別記様式第4号による再交付申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 90

担当部署: 健康生活課

処分の概要	医療費の助成		
例規名 根拠条項	塩谷町妊産婦医療費の助成に関する条例 第4条		
例規番号	昭和48年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (助成)</p> <p>第4条 町長は、助成対象者が保険給付を受けた場合には、助成対象者に対し、当該保険給付に係る一部負担金等の額に相当する額を助成対象者の申請に基づき助成するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 92

担当部署: 健康生活課

処分の概要	医療費受給資格者証の交付		
例規名 根拠条項	塩谷町妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則 第3条		
例規番号	昭和48年規則第8号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (受給資格者証の交付等)</p> <p>第3条 町長は、前条の規定により申請した者が条例第3条各号に該当する妊産婦であるときは、当該申請者に別記様式第2号による妊産婦医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 助成対象者が、受給資格者証を汚損し、又は亡失したときは、別記様式第3号による申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 93

担当部署: 健康生活課

処分の概要	医療費受給資格者証の再交付		
例規名 根拠条項	塩谷町妊産婦医療費の助成に関する条例施行規則 第3条第2項		
例規番号	昭和48年規則第8号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (受給資格者証の交付等)</p> <p>第3条 町長は、前条の規定により申請した者が条例第3条各号に該当する妊産婦であるときは、当該申請者に別記様式第2号による妊産婦医療費受給資格者証(以下「受給資格者証」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 助成対象者が、受給資格者証を汚損し、又は亡失したときは、別記様式第3号による申請書を町長に提出し、再交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 94

担当部署: 健康生活課

処分の概要	受給資格及び手当の額の認定
例規名 根拠条項	塩谷町遺児手当支給条例 第5条第1項
例規番号	昭和44年条例第23号
<p>【基準】</p> <p>第3条、第5条及び第8条の規定による。 (支給要件)</p> <p>第3条 町は、日本国民であつて、塩谷町内に住所を有する次の各号に掲げる者に対し、遺児手当(以下「手当」という。)を支給する。</p> <p>(1) 父母の一方が死亡した児童を監護する当該児童の父又は母で現に配偶者を有しない者</p> <p>(2) 父母の一方が死亡した児童を父若しくは母が監護しない場合は、当該児童を養育(父母以外の者が、その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)する者又は当該児童を養育する者がいない場合は、当該児童のうち年長の者</p> <p>(3) 父母が死亡した児童を養育する者又は当該児童を養育する者がいない場合は、当該児童のうち年長の者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、手当は、児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。</p> <p>(1) 日本国民でないとき。</p> <p>(2) 栃木県の市町村内に住所を有しないとき。</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する里親に委託されているとき。</p> <p>(4) 児童福祉法等に規定する児童福祉施設等のうち、町長の指定するものに入所又は入院しているとき。</p> <p>(認定)</p> <p>第5条 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、町長の認定を受けなければならない。</p> <p>2 前項の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときは、前項に規定する町長の認定を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、栃木県内の他の市町村において手当(この条例の手当に相当するものに限る)の支給を受けていた者が転入(あらたに塩谷町の区域内に住所を定めることをいう。以下同じ。)をしたときは、第1項の規定による認定を受けたものとみなすことができる。</p> <p>(支給の制限)</p> <p>第8条 手当は、第3条に定める支給要件に該当する者が、前年における所得につき、地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する町民税のうち、所得割を課せられているときは、その年の6月から翌年の5月までは、支給しない。</p> <p>2 手当は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その額の全部又は一部を支給し</p>	

ないことができる。

- (1) 受給資格者が、当該児童の監護又は養育を著しく怠っているとき。
- (2) 受給資格者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 96

担当部署: 福祉課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町老人福祉センターの設置及び運営に関する条例 第6条		
例規番号	昭和57年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第5条、第6条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用範囲)</p> <p>第5条 老人福祉センターを利用できるものは、本町に住所を有する満60歳以上の者とする。 2 町長は、老人福祉センターの管理上支障がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず同項に規定する者以外の者に利用させることができる。 (利用の許可)</p> <p>第6条 老人福祉センターを利用しようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。 (公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。 2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 99

担当部署: 福祉課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町老人福祉センター使用料条例 第2条第1項ただし書		
例規番号	昭和57年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第2条及び塩谷町老人福祉センター使用料条例第7条の規定による。 (使用料)</p> <p>第2条 老人福祉センターの利用者は、別表に定める使用料を納入しなければならない。ただし、特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>2 塩谷町老人福祉センターの設置及び運営に関する条例(昭和57年塩谷町条例第1号)第5条第1項に該当する者については、無料とする。</p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 塩谷町老人福祉センター使用料条例(昭和57年塩谷町条例第2号)第2条第1項ただし書の規定により使用料を免除することができる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 免除</p> <p>ア 社会福祉団体等が主催したもので、町長が必要と認めた者</p> <p>イ 生活保護法の適用を受けている者</p> <p>ウ その他町長が特に必要と認めた者</p> <p>(2) 減額(使用料の2分の1)</p> <p>ア 社会福祉団体等以外の団体が主催したもので、町長が必要と認めた者</p> <p>イ その他町長が特に必要と認めた者</p> <p>2 前項に該当する場合は、老人福祉センター使用料減免申請書(別記様式第3号)を提出し、老人福祉センター使用料減免許可書(別記様式第4号)の交付を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 100

担当部署: 福祉課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	塩谷町老人福祉センター使用料条例 第4条ただし書		
例規番号	昭和57年条例第2号		
【基準】 第4条の規定による。 (還付) 第4条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、町長が特別の事情があると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 101

担当部署: 福祉課

処分の概要	費用徴収額の変更承認		
例規名 根拠条項	塩谷町老人福祉施設入所規則 第11条第1項		
例規番号	平成5年規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (費用徴収額の変更)</p> <p>第11条 町長は、収入の減少その他やむを得ない事由により、納入義務者の負担能力に著しい変動が生じたときは、その変動の程度に応じて前条の規定による徴収額を変更することができる。</p> <p>2 前項の適用を受けようとする納入義務者(生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護者である者を除く。)は、別記様式第25号の徴収額変更申請書により、費用の徴収額の決定をした町長に申請しなければならない。</p> <p>3 町長は、第1項の規定に基づき費用の徴収額を変更したときは、別記様式第24号の費用徴収額決定(変更)通知書により申請者に通知しなければならない。</p> <p>4 町長は、第2項の申請を不承認としたときは、別記様式第26号の徴収額変更不承認通知書により申請者に通知しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 102

担当部署: 福祉課

処分の概要	利用の承認		
例規名 根拠条項	塩谷町デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例 第5条本文		
例規番号	平成12年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用者の範囲)</p> <p>第4条 センターを利用することのできる者は、次の各号に定める者とする。</p> <p>(1) 町内に居住するおおむね65歳以上の要援護老人(65歳未満であって、初老期痴呆に該当するものを含む。)及び身体障害者であって、身体が虚弱又はねたきり等のための日常生活を営むのに支障がある者及びその介護者(以下「利用者」という。)とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>ア 負傷等があり治療を要する者 イ 伝染病疾患のある者 ウ その他町長が適当でないと思えた者</p> <p>(2) その他町長が特に認める者 (利用の承認等)</p> <p>第5条 センターを利用する者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 施設若しくは設備等をき損するおそれがあると認められるとき。 (3) その他管理上支障があるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 106

担当部署: くらし安全課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の還付承認		
例規名 根拠条項	塩谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第8条第3項ただし書		
例規番号	昭和60年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (一般廃棄物処理手数料)</p> <p>第8条 町長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により法第2条第2項の一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、当該廃棄物を生じた土地又は建物等の占有者又は管理者若しくは所有者(以下「一般廃棄物排出者」という。)から次の一般廃棄物処理手数料を徴収する。</p> <p>(1) 可燃ごみ処理手数料 (2) 粗大ごみ収集運搬手数料</p> <p>2 前項に規定する手数料の額は、別表のとおりとする。</p> <p>3 既納の一般廃棄物処理手数料は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、その一部又は全部を還付することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 107

担当部署: くらし安全課

処分の概要	一般廃棄物処理手数料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第11条		
例規番号	昭和60年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (一般廃棄物処理手数料の減免)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者については、第8条に規定する手数料を減免することができる。</p> <p>(1) 天災を受けた者</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者</p> <p>(3) その他町長が特に必要があると認めた者</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 108

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	許可証の再交付		
例規名 根拠条項	塩谷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第14条第2項		
例規番号	昭和60年条例第17号		
<p>【基準】</p> <p>第14条の規定による。 (許可証の交付等)</p> <p>第14条 町長は、法第7条第1項若しくは第6項又は第7条の2第1項の許可をしたときは、当該許可を受けた者(以下「許可業者」という。)に対し許可証を交付する。</p> <p>2 許可業者は、第1項の許可証を亡失又はき損したときは、町長に申請して、その再交付を受けることができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 110

担当部署: くらし安全課

処分の概要	許可証の再交付		
例規名 根拠条項	塩谷町浄化槽の清掃業に関する条例 第2条第3項		
例規番号	昭和60年条例第16号		
【基準】 第2条の規定による。 (許可証の交付等) 第2条 町長は、法第35条第2項の規定により、浄化槽清掃業の許可に2年以内の期限を付するものとする。 2 法第35条第4項の許可の通知は、許可証の交付をもってする。 3 浄化槽清掃業者は、前項の許可証を亡失し、又はき損したときは、町長に申請して、その再交付を受けることができる。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 112

担当部署: くらし安全課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町有墓地設置、管理及び使用条例 第3条		
例規番号	昭和51年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第3条、第5条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 墓地を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより町長の許可を受けなければならない。 (使用者の資格)</p> <p>第5条 墓地を使用しようとする者は、本町に住所を有する者でなければならない。ただし、町長が相当の理由があると認めるときは、本町以外に住所を有する者に対しても使用を許可することができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 116

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	使用料の還付承認		
例 規 名 根 拠 条 項	塩谷町有墓地設置、管理及び使用条例 第12条ただし書		
例 規 番 号	昭和51年条例第16号		
【基準】 第12条の規定による。 (使用料及び管理料の不還付) 第12条 既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、墓地の利用者が使用許可を受けた後、3年以内にその場所を返還したときは既納の使用料の半額を還付する。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 117

担当部署: くらし安全課

処分の概要	許可証の再交付		
例 規 名 根 拠 条 項	塩谷町有墓地設置、管理及び使用条例 第13条第2項		
例 規 番 号	昭和51年条例第16号		
【基準】 第13条の規定による。 (許可証の交付と再交付等) 第13条 埋葬場所の利用者には使用許可証を交付する。 2 埋葬場所の許可証を紛失し又は承継する者は、使用許可証の再交付又は書換を受けなければならない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 118

担当部署: くらし安全課

処分の概要	使用者の承継の承認		
例規名 根拠条項	塩谷町有墓地設置、管理及び使用条例施行規則 第8条第1項		
例規番号	昭和51年規則第12号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (使用者の承継)</p> <p>第8条 墓地の使用を承継しようとする者は、塩谷町有墓地使用承継許可申請書(別記様式第7号。以下「使用承継許可申請書」という。)を町長に提出し、使用許可証の交付を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により承継する者が本町以外に住所を有する場合は、塩谷町に住所を有し、かつ、成年者であるものを1名保証人と定め、使用承継許可申請書に記載の上、保証人の住民票の写しを添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が相当な理由があると認めるときは、本町以外に住所を有し、かつ、成年者であるものを1名保証人に定めることができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 119

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	小規模特定事業の許可
例規名 根拠条項	塩谷町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害発生の防止に関する条例 第3条
例規番号	平成18年条例第28号
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第5条の規定による。 (小規模特定事業の許可)</p> <p>第3条 小規模特定事業を行おうとする者は、小規模特定事業に供する区域(以下「小規模特定事業区域」という。)ごとに、あらかじめ、町長の許可を受けなければならない。ただし、次に掲げる小規模特定事業については、この限りでない。</p> <p>(1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体(以下「国等」という。)が行う小規模特定事業</p> <p>(2) 採石法(昭和25年法律第291号)、砂利採取法(昭和43年法律第74号)その他の法令等に基づき許認可等(許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分をいう。以下同じ。)がなされた採取場から採取された土砂等を販売するために一時的に土砂等のたい積を行う小規模特定事業</p> <p>(3) 採石法又は砂利採取法に基づき認可がなされた採取計画に従って行う小規模特定事業</p> <p>(4) 土壌汚染対策法第6条第1項又は第11条第1項の規定により指定された土地の区域内で行う小規模特定事業</p> <p>(5) 非常災害のために必要な応急措置として行う小規模特定事業</p> <p>(6) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為として行う小規模特定事業で規則で定めるもの</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第5条 町長は、第3条の許可の申請が第4条第1項の規定によるものである場合にあつては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第3条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 申請者が次のいずれにも該当しないこと</p> <p>ア この条例又は県条例の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者</p> <p>イ 第16条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る塩谷町行政手続条例(平成9年3月25日条例第16号)第8条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有する者と認められる者を含む。)以下この号において同じ。)であつた者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。)ただし、申請者が第16条第1項第2号又は第7号に該当することにより当該許可を取り消された者である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 第16条第1項の規定により小規模特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者</p>	

	<p>エ 第17条の規定による必要な措置を完了していない者</p> <p>オ 小規模特定事業の施工に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>カ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がアからオまでのいずれかに該当するもの</p> <p>キ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ク 個人で規則で定める使用人のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ケ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第5項第2号アからカまでに掲げる者のうち規則で定めるもの</p> <p>(2) 第3条の2に規定する同意を得ていること</p> <p>(3) 小規模特定事業が3年以内に完了するものであること</p> <p>(4) 小規模特定事業が完了した場合において、当該小規模特定事業に使用された土砂等のたい積の構造が、小規模特定事業区域以外の地域への当該土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること</p> <p>(5) 小規模特定事業区域から小規模特定事業区域以外の地域へ排出される水の汚染状態を測定するために必要な措置が図られていること</p> <p>(6) 小規模特定事業が施工されている間において、小規模特定事業区域以外の地域への当該小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られていること</p> <p>(7) 小規模特定事業に用いる土砂等が改良土(土砂(泥土を含む。))又は建設汚泥にセメント又は石灰等を混合し、化学的に安定処理したものをいう。)でないこと。</p> <p>(8) 小規模特定事業に用いる土砂等の発生場所が栃木県内であつて、当該発生場所から直接に搬入されるものであること。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 町長は、第3条の許可の申請が第4条第2項の規定によるものである場合にあつては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第3条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 前項第1号から第3号まで及び第5号、第7号及び第8号の規定に適合するものであること。</p> <p>(2) 小規模特定事業場の構造が、当該小規模特定事業場の区域以外の地域への小規模特定事業に使用された土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める構造上の基準に適合するものであること</p> <p>3 第3条の許可の申請が、法令等に基づく許認可等を要する行為に係るものであつて、当該行為について、当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が図られているものとして規則で定める行為に係るものである場合にあつては、第1項第4号及び第6号並びに前項第2号の規定は、適用しない。</p>
標準処理期間	30日
備考	

設 定 年 月 日	令和 3 年 6 月 9 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 7 年 3 月 31 日

ID: 120

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	小規模特定事業の変更許可		
例規名 根拠条項	塩谷町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害発生の防止に関する条例 第7条第1項		
例規番号	平成18年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (変更の許可等)</p> <p>第7条 第3条の許可を受けた者は、第4条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項(規則で定める軽微な変更を除く。)の変更をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。この場合においては、第3条の2の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 変更の内容及び理由</p> <p>(3) その他町長が必要と認める事項</p> <p>3 第1項の許可を受けようとする者は、第3条の許可に係る小規模特定事業の期間を変更する場合にあっては、当該許可に係る小規模特定事業の期間が満了する日から起算して1年を超えた日を当該変更後の小規模特定事業の期間が満了する日とすることができない。</p> <p>4 第3条の許可を受けた者は、第1項の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。</p> <p>5 前2条の規定は、第1項の許可について準用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 121

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	譲受けの許可		
例規名 根拠条項	塩谷町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害発生の防止に関する条例 第14条の2第1項		
例規番号	平成18年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第14条の2の規定による。 (譲受け)</p> <p>第14条の2 第3条の許可を受けた者から当該許可に係る小規模特定事業を譲り受けようとする者は、町長の許可を受けなければならない。この場合においては、第3条の2の規定を準用する。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 申請者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 譲受けの相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(3) 譲り受けようとする小規模特定事業の許可年月日及びその番号</p> <p>(4) その他町長が必要と認める事項</p> <p>3 第5条第1項(第1号及び第2号に係る部分に限る。)及び第6条の規定は、第1項の許可について準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 125

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	湧水等保全地域における事業活動の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町高原山・尚仁沢湧水保全条例 第7条第4項		
例規番号	平成26年条例第23号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (事業活動に関する許可及び措置等)</p> <p>第7条 事業者は、湧水等保全地域内において、第4項に基づく許可を受けるまでは、当該地域内で、別表に定める事業活動(施設設置のために必要な工事を含む。以下同じ。)を行ってはならない。</p> <p>2 湧水等保全地域において、別表に定める事業活動を行おうとする事業者は、予め町長に対し、規則で定める図書を添付した許可申請書(以下「許可申請書」という。)を提出しなければならない。</p> <p>3 前項の事業者が、前項の許可申請書を提出するときは、町民に対し、当該事業の計画及び内容を周知させるため、説明会の開催その他の措置をとらなければならない。</p> <p>4 町長は、第2項の規定による許可申請書を受理したときは、審議会の意見を聴き、当該事業活動の許可又は不許可を決定し、事業者に対し速やかに通知するものとする。</p> <p>5 町長は、以下の基準を満たす事業活動については、これを許可をする。</p> <p>(1) 町民の健康及び生活環境上の支障をきたすおそれがないこと。</p> <p>(2) 規則で定める水質の確保を阻害するおそれがないこと。</p> <p>(3) 湧水の枯渇のおそれがないこと。</p> <p>(4) 湧水を中心とする生物多様性に著しい影響を及ぼすおそれがないこと。</p> <p>(5) 尚仁沢湧水をはじめとする高原山系の湧水の品質に対する社会的評価を低下させるおそれがないこと。</p> <p>(6) 町民との協議を経ていること。</p> <p>(7) その他規則で定めるもの</p> <p>6 本条の規定は、事業を行う施設の構造若しくは規模又は事業の範囲を変更しようとするものについて準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 129

担当部署: 住民課

処分の概要	出産育児一時金の支給		
例規名 根拠条項	塩谷町国民健康保険条例 第7条第1項		
例規番号	昭和34年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として488,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 130

担当部署: 住民課

処分の概要	葬祭費の支給		
例規名 根拠条項	塩谷町国民健康保険条例 第8条第1項		
例規番号	昭和34年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (葬祭費)</p> <p>第8条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として50,000円を支給する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 132

担当部署: 福祉課

処分の概要	保険料の徴収猶予		
例規名 根拠条項	塩谷町介護保険条例 第10条第1項		
例規番号	平成12年条例第5号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (保険料の徴収猶予)</p> <p>第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請により、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内の期間を限って徴収猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 徴収猶予を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 徴収猶予を必要とする理由</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 133

担当部署: 福祉課

処分の概要	保険料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町介護保険条例 第11条第1項		
例規番号	平成12年条例第5号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (保険料の減免)</p> <p>第11条 町長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を減免する。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。</p> <p>(5) 法第63条の規定により、保険給付の制限を受けていること。</p> <p>(6) その他特別の事情があると認められること。</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所</p> <p>(2) 減免を受けようとする保険料の額及び納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月</p> <p>(3) 減免を必要とする理由</p> <p>3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、直ちにその旨を町長に申告しなければならない。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 143

担当部署: 産業振興課

処分の概要	分担金の減免又は徴収延期		
例規名 根拠条項	塩谷町営土地改良事業の施行に伴う分担金徴収条例 第6条		
例規番号	昭和45年条例第1号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (分担金減免等)</p> <p>第6条 天災地変その他特別の理由がある場合において、必要があると認めるときは、分担金を減免し、又はその徴収を延期することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 144

担当部署: 産業振興課

処分の概要	分担金の減免又は徴収延期		
例規名 根拠条項	県営土地改良事業の施行に伴う分担金徴収条例 第6条		
例規番号	平成20年条例第31号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (分担金の減免等)</p> <p>第6条 町長は、分担金の賦課を受けた者が災害その他特別の事由により分担金を納入することができないと認める場合は、分担金を減免し、又は分担金の徴収を延期することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 145

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町放牧場設置、管理及び使用料条例 第2条		
例規番号	昭和48年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第2条、第3条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第2条 放牧場を使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。 (許可の基準)</p> <p>第3条 町長は放牧場の使用が次の各号の一に該当すると認めるときは前条の許可をしてはならない。</p> <p>(1) 公共的使用を欠くおそれがあるとき。 (2) 放牧場の適正な維持を妨げるおそれがあるとき。 (3) その他放牧場の設置目的に反するとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 147

担当部署: 産業振興課

処分の概要	原形変更等の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町放牧場設置、管理及び使用料条例 第10条ただし書		
例規番号	昭和48年条例第3号		
【基準】 第10条の規定による。 (原形変更の禁止) 第10条 使用者は放牧場について、その原形を変更し、又は工作物を設置してはならない。ただし、町長の許可を受けたときはこの限りでない。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 149

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町放牧場設置、管理及び使用料条例 第11条第2項		
例規番号	昭和48年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (使用料)</p> <p>第11条 使用者は1日につき放牧する頭数に規則で定める額を乗じて得た使用料を納入しなければならない。</p> <p>2 町長は特に必要があると認めたときは、使用料を免除又は減額することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和5年4月1日

ID: 150

担当部署: 産業振興課

処分の概要	放牧計画書の変更		
例規名 根拠条項	塩谷町放牧場設置、管理及び使用料条例施行規則 第3条第1項		
例規番号	昭和48年規則第9号		
【基準】 第3条の規定による。 (変更の手続) 第3条 放牧場を使用する者(以下「使用者」という。)は前条の放牧計画書の内容を変更しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。 2 前条の規定は、前項の承認について準用する。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 151

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用の承認		
例規名 根拠条項	塩谷町自然休養村センターの設置、管理及び使用料条例 第6条第1項		
例規番号	昭和53年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第6条、第7条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用承認)</p> <p>第6条 自然休養村センターの研修室等を使用しようとするものは使用承認申請書(様式第1号)により町長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の使用承認する場合、必要な条件を付することができる。 (使用の不承認)</p> <p>第7条 町長は、次の各号の一に該当すると認められた場合、自然休養村センターの使用を承認しないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。 (2) 自然休養村センターの目的に反すると認めるとき。 (3) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 154

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町自然休養村センターの設置、管理及び使用料条例 第10条		
例規番号	昭和53年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第10条 町長は、公益上及び団体利用等について特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 155

担当部署: 産業振興課

処分の概要	特別の設備等の承認		
例規名 根拠条項	塩谷町自然休養村センターの設置、管理及び使用料条例 第11条第2項		
例規番号	昭和53年条例第2号		
<p>【基準】</p> <p>第11条の規定による。 (使用者の義務)</p> <p>第11条 使用者は、使用の承認によって生ずる権利を他人に譲渡し又は転貸してはならない。</p> <p>2 使用者が特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 使用者は、その使用の目的を終了したとき(第8条の規定により使用の承認を取消されたときも含む。)は、速やかに施設等を現状に復さなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 157

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町野営場等林間休養施設の設置、管理及び使用料条例 第5条		
例規番号	昭和53年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第5条 町長は、公益上及び団体利用等について特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 158

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	塩谷町野営場等林間休養施設の設置、管理及び使用料条例 第6条ただし書		
例規番号	昭和53年条例第3号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用料の還付) 第6条 既に納入した使用料は還付しない。ただし、次の場合に限りその全部又は一部を還付することができる。 (1) 町長が許可を取消したとき。 (2) 不可抗力により使用ができなくなったとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 159

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用許可の決定		
例規名 根拠条項	塩谷町野営場等林間休養施設の設置、管理及び使用料条例施行規則 第3条		
例規番号	昭和53年規則第3号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び第4条の規定による。 (許可書の交付)</p> <p>第3条 町長は前項による申請書の提出があったときは、その内容を調査し許可、不許可を決定のうえ直にその旨を申請者に使用許可(不許可)書(様式第2号)を交付するものとする。 (使用の制限)</p> <p>第4条 次の各号の一に該当する場合は、使用の中止又は使用を許可しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公益を害し、又は公の秩序を乱すおそれがあるとき。 (2) 建物又は、その附属物をき損し、又はそのおそれがあると認めるとき。 (3) 許可を受けた目的以外に使用したと認めるとき。 			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 160

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用の許可及び変更承認		
例規名 根拠条項	塩谷町交流促進センター等の設置及び管理に関する条例 第4条第1項及び第3項		
例規番号	平成12年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第4条 交流促進センター等の施設の使用許可を受けようとする者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ町長に申請しなければならない。ただし、町長が支障がないと認めるときは、申請書の提出を省略することができる。</p> <p>2 町長は、交流促進センター等の管理運営上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更したいときは、町長の承認を受けなければならない。 (使用許可の制限)</p> <p>第5条 町長は、交流促進センター等の施設の使用が次の各号の一に該当する場合は、その使用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設又は附属施設をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。 (3) 販売その他の商行為及びその他これに類する行為をすること。ただし、町長が特に認めるときはこの限りでない。 (4) その他町長が適当でないと認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 163

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町交流促進センター等の設置及び管理に関する条例 第7条ただし書		
例規番号	平成12年条例第29号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料) 第7条 使用者は、別表に定めるところにより使用料を納付しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めたときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 164

担当部署: 産業振興課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町交流促進センター等の設置及び管理に関する条例 第8条第1項		
例規番号	平成12年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (特別の設備等の設置)</p> <p>第8条 使用者は、交流促進センター等の使用にあたって特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を搬入し使用するときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 使用者は、その使用の目的を終了したとき(第6条の規定により使用の許可を取り消されたときも含む。)は、速やかに施設等を原状に復さなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 165

担当部署: 産業振興課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町やすらぎの体験交流施設の設置及び管理に関する条例 第4条第1項		
例規番号	平成14年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の許可)</p> <p>第4条 体験研修室を利用しようとする者(以下「利用者」という。)は、町長の許可をうけなければならない。ただし、宿泊客及び体験学習利用者はその限りでない。</p> <p>2 町長は、体験交流施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(利用許可の制限)</p> <p>第5条 町長は、施設の利用が次の各号の一に該当する場合は、その利用を許可しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は附属施設をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 販売その他の商行為及び募金その他これに類する行為をすること。ただし、町長が特に認めたときはこの限りでない。</p> <p>(4) 体験交流施設の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(5) その他町長が適切でないとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 167

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町活性化施設設置条例 第3条		
例規番号	平成21年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (活性化施設の使用許可)</p> <p>第3条 活性化施設の使用方法等については、塩谷町財務規則(昭和39年塩谷町規則第10号)第117条の規定による。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 169

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	道の駅湧水の郷しおや設置及び管理に関する条例 第8条第1項及び第2項(第7条第3項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成24年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第8条、第9条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可等)</p> <p>第8条 農産物直売所、農村レストラン及び飲食館等を使用する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 交流館施設及び土地を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。</p> <p>3 町長は、前項の許可に必要な条件を付することができる。 (使用の制限)</p> <p>第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、道の駅の使用を許可しない。</p> <p>(1) 道の駅の設置の目的に反するとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 施設及び付帯施設等を損傷、滅失、破損又は汚損するおそれがあるとき。</p> <p>(4) その他管理運営上支障があると認められるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 170

担当部署: 産業振興課

処分の概要	特別の設備等の許可		
例規名 根拠条項	道の駅湧水の郷しおや設置及び管理に関する条例 第11条第1項(第7条第3項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	平成24年条例第3号		
【基準】 第11条の規定による。 (特別の設備等の許可) 第11条 使用者は、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用するときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。 2 前項の規定により、特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用する場合に生じる費用は、使用者の負担とする。			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 173

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	道の駅湧水の郷しおや設置及び管理に関する条例 第14条		
例規番号	平成24年条例第3号		
【基準】 第14条の規定による。 (使用料金の減免) 第14条 町長は次に掲げる場合は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。 (1) 公的団体が使用する場合で町長が認めたとき。 (2) 前号に掲げる場合のほか、町長が特に必要と認めたとき。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 174

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	道の駅湧水の郷しおや設置及び管理に関する条例 第15条ただし書		
例規番号	平成24年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第15条の規定による。 (使用料の不還付)</p> <p>第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、町長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 道の駅の管理上特に必要があるため、町長が使用等の許可を取り消したとき。</p> <p>(2) 使用者の責めに帰することができない理由により、道の駅の施設等を使用することができないとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 175

担当部署: 産業振興課

処分の概要	奨励措置適用企業の指定		
例規名 根拠条項	塩谷町企業立地促進条例 第5条第1項		
例規番号	平成28年条例第24号		
<p>【基準】</p> <p>第4条及び第5条の規定による。 (指定の基準)</p> <p>第4条 事業所等の新設により第5条の指定を受けようとする企業は、投下固定資産総額1億円以上のものとする。 (奨励措置の申請及び指定)</p> <p>第5条 第3条の奨励措置を受けようとするものは、あらかじめ申請書を町長に提出し、奨励措置適用企業の指定を受けなければならない。</p> <p>2 町長は前項の申請書を受理したときは、審査の上適当と認めたものに対し指定する。</p> <p>3 企業は、事業開始後1年以内であれば第1項の申請を行うことができる。</p> <p>4 第1項における指定の有効期限は、指定を受けた日から10年間とする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 177

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用の許可及び変更承認		
例規名 根拠条項	塩谷町多目的野外ステージ設置、管理及び使用料条例 第3条第1項及び第3項		
例規番号	平成元年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第3条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第3条 野外ステージを使用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、野外ステージの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、町長の承認を受けなければならない。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 179

担当部署: 産業振興課

処分の概要	行為の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町多目的野外ステージ設置、管理及び使用料条例 第5条第2項ただし書		
例規番号	平成元年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (禁止行為)</p> <p>第5条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は使用の許可を受けた施設備品を転貸してはならない。</p> <p>2 野外ステージ及びその敷地内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、あらかじめ町長が野外ステージの管理上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 物品を販売すること。 (2) 工作物その他の施設を設けること。 (3) 募金その他これに類する行為をすること。 (4) 業として写真又は映画を撮影すること。 (5) 興業を行うこと。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 181

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の返還承認		
例規名 根拠条項	塩谷町多目的野外ステージ設置、管理及び使用料条例 第6条第3項ただし書		
例規番号	平成元年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (使用料)</p> <p>第6条 使用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。</p> <p>2 使用料は、町長が認める場合を除き、前納とする。</p> <p>3 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) 災害その他使用者の責によらない理由により、使用不能になったとき。</p> <p>(2) 使用日の前日までに使用の取消しの申出があったとき。</p> <p>(3) その他町長が必要と認めたとき。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 182

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町多目的野外ステージ設置、管理及び使用料条例 第7条		
例規番号	平成元年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第7条 町長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項の使用料の全部又は一部を減免することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 184

担当部署: 管理課

処分の概要	公共物に係る使用等の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	塩谷町公共物管理条例 第4条第1項		
例規番号	平成15年条例第5号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (許可)</p> <p>第4条 公共物について次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(1) 公共物の敷地又は水面を使用すること。</p> <p>(2) 公共物の敷地内において工作物を新築し、改築し、又は除却すること。</p> <p>(3) 公共物の敷地内において掘削、盛土その他土地の形状の変更をすること。</p> <p>(4) 公共物の敷地内において土砂、竹木、芝草その他の産出物を採取すること。</p> <p>(5) 河川、水路の流水を占有すること。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、公共物に関し工事をし、又は公共物を本来の目的以外に使用すること。</p> <p>2 町長は、前項の許可をする場合において、公共物の保全又は利用のため必要があると認めるときは、当該許可に必要な条件を付けることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 185

担当部署: 管理課

処分の概要	使用期間の更新の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町公共物管理条例 第5条第2項		
例規番号	平成15年条例第5号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (許可の期間)</p> <p>第5条 公共物の使用許可の期間は、3年以内とする。ただし、町長が特に必要と認めるものについては10年以内とすることができる。</p> <p>2 前項の期間はこれを更新することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 187

担当部署: 管理課

処分の概要	使用料等の返還承認		
例規名 根拠条項	塩谷町公共物管理条例 第6条第3項ただし書		
例規番号	平成15年条例第5号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の規定による。 (使用料等)</p> <p>第6条 町長は、第4条第1項の許可を受けた者から別表に定める額の使用料及び採取料(以下「使用料等」という。)を徴収することができる。</p> <p>2 使用料等は第4条第1項の許可の際徴収する。ただし、許可の期間が2会計年度以上にわたる場合で町長が特に必要と認めるときは、初年度分は許可の際に、次年度以降の分については当該年度分を毎年度の初めに徴収することができる。</p> <p>3 使用料等で既に納めたものは、返還しない。ただし、町長は、公益上必要がある場合その他特別の理由があると認めた場合は、その使用料等の一部又は全部を返還することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 188

担当部署: 管理課

処分の概要	使用料等の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町公共物管理条例 第7条		
例規番号	平成15年条例第5号		
【基準】 第7条の規定による。 (使用料等の減免) 第7条 町長は、公益上必要がある場合その他特別の理由があると認める場合は、使用料等の一部又は全部を免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 190

担当部署: 管理課

処分の概要	許可に基づく地位の権利譲渡の承認		
例規名 根拠条項	塩谷町公共物管理条例 第10条第3項		
例規番号	平成15年条例第5号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (地位の承継)</p> <p>第10条 第4条第1項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。</p> <p>2 前項の規定により地位を承継した者は、遅延なくその旨を町長に届出なければならない。</p> <p>3 第4条第1項の許可に基づく地位は、第1項に定める場合のほか、何人も、町長の承認を得なければ、これを譲り渡し、又は譲り受けることができない。</p> <p>4 前項の規定による承継を受けた譲受人は、当該承認に係る譲渡人が有していた許可に基づく地位を承継する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 192

担当部署: 建設水道課

処分の概要	占用料の還付承認		
例規名 根拠条項	塩谷町道路占用料徴収条例 第3条第3項ただし書		
例規番号	昭和60年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (占用料の徴収方法)</p> <p>第3条 町長は、道路の占用について、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立したときは、前条の規定により算出された占用料を一括して直ちに徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合には、翌年度以降の占用料は、毎年度当該年度分を年度当初において一括して徴収するものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず町長は、占用料を一括して納入させることが困難であると認めた場合は、これを分割して納入させることができる。</p> <p>3 既に納入した占用料は、還付しない。ただし、法第71条第2項により許可を取り消した場合は、その翌月以降の料金(日額をもって占用料を徴収するものにあつては、その翌日以降の料金)を還付することができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 193

担当部署: 建設水道課

処分の概要	占用料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町道路占用料徴収条例 第4条		
例規番号	昭和60年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (占用料の減免)</p> <p>第4条 町長は、占用が次の各号の一に該当すると認めるときは、占用者の申請により占用料の額の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>(1) 法第39条第2項ただし書に該当する事業又は地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業のために占用するとき。</p> <p>(2) 公衆の用に供する軌道、電気、ガス、水道又は下水道の事業のために占用するとき。</p> <p>(3) 水管、下水管又はガス管の各戸引込管の設置のために占用するとき。</p> <p>(4) 前各号のほか、町長が特に必要があると認めるとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 194

担当部署: 建設水道課

処分の概要	入居者の決定
例規名 根拠条項	塩谷町営住宅管理条例 第7条第2項
例規番号	平成9年条例第10号
<p>【基準】</p> <p>第5条、第7条及び第8条の規定による。</p> <p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 町営住宅に入居することができる者は、次の各号(高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則第2条で定める者(以下「高齢者等」という。)にあっては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備するとみなされる者。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。</p> <p>(2) その者の収入がイ、ロ又はハに掲げる場合に応じ、それぞれイ、ロ又はハに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>イ その者が身体障害者である場合その他の特に居住の安定を図る必要があるものとして規則で定める場合(ロに掲げる場合を除く。)25万9千円(改良住宅にあっては、13万9千円)</p> <p>ロ 町営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号の一に該当する場合において町長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 25万9千円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、15万8千円)</p> <p>ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 15万8千円(改良住宅にあっては、11万4千円)</p> <p>(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(4) 市町村税を滞納していない者であること。</p> <p>(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>(入居の申込み及び決定)</p> <p>第7条 前2条に規定する入居者資格のある者で町営住宅に入居しようとする者は、町長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定により入居の申込みをした者を町営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知するものとする。</p> <p>3 町長は、借上げに係る町営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該町営住宅の借上げの期間の満了時に当該町営住宅を明渡さなければならない旨を通知しなければならない。</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき町営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号の一に該当する者のうちから行う。</p>	

<p>(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な理由による立退の要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)</p> <p>(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</p> <p>(6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかなる者</p> <p>2 町長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選によって入居者を決定する。</p> <p>4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、町長が別に規則で定める入居者選考委員会の意見を聴いて定める。</p> <p>5 町長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、高齢者、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で町長が定める要件を備えている者及び町長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに町営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、町長が割当をした町営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 195

担当部署: 建設水道課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予		
例規名 根拠条項	塩谷町営住宅管理条例 第15条(第30条第3項及び第32条第3項において準用する場合を含む。)		
例規番号	平成9年条例第10号		
<p>【基準】</p> <p>第15条の規定による。 (家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第15条 町長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認めるものに対して町長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。 (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。 (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 201

担当部署: 建設水道課

処分の概要	行為の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	塩谷町都市公園条例 第3条第1項及び第3項		
例規番号	昭和50年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第3条の規定による。 (行為の制限)</p> <p>第3条 公園内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金、その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興業を行うこと。 (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため公園の全部又は、一部を独占して利用すること。 (5) 花火、キャンプファイアー等火気を使用すること。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、町長の指示する事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>3 第1項の許可を受けたものが許可を受けた事項を変更するときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。</p> <p>5 町長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 202

担当部署: 建設水道課

処分の概要	有料公園施設等の利用許可		
例規名 根拠条項	塩谷町都市公園条例 第7条第3項		
例規番号	昭和50年条例第19号		
【基準】 第7条の規定による。 (有料公園施設等) 第7条 有料公園施設等(町の管理する公園施設及び備品で有料で使用させるものをいう。以下同じ。)は別表第1のとおりとする。 2 町長は、有料公園施設等の供用日及び供用時間を定めることができる。 3 有料公園施設等を利用しようとする者は、規則で定める申請書を町長に提出し、許可を受けなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 204

担当部署: 建設水道課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町都市公園条例 第10条		
例規番号	昭和50年条例第19号		
<p>【基準】</p> <p>第10条の規定による。 (使用料の減免)</p> <p>第10条 町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 205

担当部署: 建設水道課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	塩谷町都市公園条例 第11条ただし書		
例規番号	昭和50年条例第19号		
【基準】 第11条の規定による。 (使用料の還付) 第11条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号に掲げる場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 使用者の責に帰さない理由により使用できなくなったとき (2) 使用しようとする前日までに使用取消しの申出があったとき (3) その他町長が必要と認めたとき			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 208

担当部署: 建設水道課

処分の概要	指定の更新		
例規名 根拠条項	塩谷町指定給水装置工事事業者規程 第6条の2第1項		
例規番号	平成10年水道規程第14号		
<p>【基準】</p> <p>第6条の2の規定による。 (指定の更新)</p> <p>第6条の2 第4条第1項の指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。</p> <p>2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「指定の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。</p> <p>3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。</p> <p>4 第4条から前条までの規定は、第1項の指定の更新について準用する。</p> <p>5 前項において準用する前条第1項に規定する場合において、町長は、指定給水装置工事事業者から指定工事事業者証を返納させた上で、新たな指定工事事業者証を交付するものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 209

担当部署: 建設水道課

処分の概要	指定工事業者証の交付及び再発行
例規名 根拠条項	塩谷町指定給水装置工事事業者規程 第6条第1項及び第4項
例規番号	平成10年水道規程第14号
<p>【基準】</p> <p>第5条及び第6条の規定による。 (指定の基準)</p> <p>第5条 町長は、前条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。</p> <p>(1) 事業所ごとに第12条第1項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること</p> <p>(2) 次に定める機械器具を有する者であること</p> <p>ア 金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具</p> <p>イ やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具</p> <p>ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具</p> <p>エ 水圧テストポンプ</p> <p>(3) 次のいずれにも該当しない者であること</p> <p>ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</p> <p>イ 法に違反して、刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過してない者</p> <p>ウ 第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者</p> <p>エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者</p> <p>オ 法人であって、その役員の内アからエまでのいずれかに該当する者がある者</p> <p>(指定工事業者証の交付)</p> <p>第6条 町長は、第4条第1項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に塩谷町水道指定給水装置工事事業者証(以下「指定工事業者証」という。)を交付する。</p> <p>2 指定工事業者は、事業の廃止を届出たとき又は第8条の指定の取消を受けたときは、指定工事業者証を町長に返納するものとする。</p> <p>3 指定工事業者は、事業の休止を届出たとき又は第9条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を町長に提出するものとする。</p> <p>4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損又は紛失したときは、再発行を申請することができる。</p>	
標準処理期間	30日
備考	

設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日
-------	----------	---------	-------

ID: 211

担当部署: 建設水道課

処分の概要	給水装置の新設等の承認		
例規名 根拠条項	塩谷町水道事業給水条例 第5条第1項		
例規番号	平成10年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第5条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水措置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みにあたり、町長は必要と認めるときは、利害関係人の同意書、又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 212

担当部署: 建設水道課

処分の概要	設計審査及び工事検査		
例規名 根拠条項	塩谷町水道事業給水条例 第8条第2項		
例規番号	平成10年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (工事の施行)</p> <p>第8条 給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。</p> <p>2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に町長の工事検査を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の規定により町長が工事を施行する場合には、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>4 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は給水装置の構造を水道法施行令(昭和32年政令第336号。以下「政令」という。)第5条に定める基準に適合させなければならない。</p> <p>5 給水装置の新設、改造又は修繕をする者及びその工事を施行する者は政令第5条に定める基準に適合する材料を使用しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 216

担当部署: 建設水道課

処分の概要	料金、手数料等の軽減又は減免		
例規名 根拠条項	塩谷町水道事業給水条例 第33条		
例規番号	平成10年条例第3号		
<p>【基準】</p> <p>第33条及び塩谷町水道事業給水条例施行規則第32条の2の規定による。 (料金、手数料等の軽減又は減免)</p> <p>第33条 町長は、公益上その他特別な理由があると認めるときは、この条例によって納入しなければならない料金、加入金、手数料及びその他の費用を軽減又は減免することができる。</p> <p>(料金、手数料等の軽減又は減免)</p> <p>第32条の2 条例第33条の規定により軽減又は減免できる場合は、次の各号に該当するもののうち町長が認めたものに対して行う。</p> <p>(1) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金</p> <p>(2) 不可抗力による漏水に起因する料金</p> <p>(3) 町長は公益上その他特別な理由があると認めたもの</p> <p>2 前項の規定により料金等の軽減又は減免の申請は、「水道事業納付金軽減(減免)申請書」(様式第17号)の提出をもって行う。</p> <p>3 町長は前項の申請書の提出があった場合は、速やかに調査の上、漏水修理報告書(様式第18号)を提出させて軽減又は減免の処分を決定し、その結果を当該申請者に対して、水道事業納付金軽減(減免)決定通知(様式第19号)をするものとする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 218

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	避難行動要支援者の認定
例規名 根拠条項	塩谷町災害時避難行動要支援者名簿に関する条例施行規則 第2条第1項第6号
例規番号	令和元年規則第18号
<p>【基準】</p> <p>第2条の規定による。 (避難行動要支援者)</p> <p>第2条 避難行動要支援者の範囲は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) 75歳以上で構成する高齢者のみの世帯の者であって、次のいずれかの要件に該当する者</p> <p>ア 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項の規定による要介護認定を受けていて、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成11年厚生省令第58号)第1条第1項に規定する要介護1又は要介護2のいずれかであること。</p> <p>イ 介護保険法第19条第2項の規定による要支援認定を受けていて、当該要支援認定に係る要支援状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第1項に規定する要支援1又は要支援2のいずれかであること。</p> <p>(2) 介護保険法第19条第1項の規定による要介護認定を受けていて、当該要介護認定に係る要介護状態区分が要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第1条第1項に規定する要介護3、要介護4又は要介護5のいずれかである者</p> <p>(3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「身体障害者」という。)のうち、身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号身体障害者障害程度等級表(以下「等級表」という。)に定める障害等級が1級又は2級に該当する者</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する障害等級が1級又は2級である者</p> <p>(5) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害者更生相談所において療養手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度がAである者</p> <p>(6) 前各号に掲げる者のほか、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者として第1号から第5号までに掲げる者に類する特別の事情を有する者であって、災害時において避難支援等(条例第2条第2号に規定する避難支援等をいう。以下同じ。)を要すると町長が認定をした者(以下「認定要支援者」という。)とする。</p> <p>2 前項第6号の規定による認定を受けようとする者は、本人又はその代理人が、町長に対し、避難行動要支援者名簿掲載申請書(様式第1号)により申し出なければならない。</p> <p>3 町長は、前項の規定による申出を受理した場合は、これを審査し、その結果について通知するものとする。</p> <p>4 認定要支援者が、第1項第6号に規定する特別の事情がなくなった場合、死亡し、又は転出</p>	

(町の区域外へ住所又は居所を移すことをいう。以下同じ。)した場合その他避難支援等を要しなくなった場合は、本人又はその代理人は、町長に対し、避難行動要支援者名簿抹消届出書(様式第2号)を提出するものとする。

- 5 町長は、認定要支援者に第1項第6号に規定する特別の事情がなくなつたと認める場合又は認定要支援者が転出し、若しくは死亡した場合、その他避難支援等を要しなくなつたと認める場合は、同項の認定を取り消すものとする。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年6月9日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 219

担当部署: くらし安全課

処分の概要	使用の変更許可		
例規名 根拠条項	塩谷町有墓地設置、管理及び使用条例施行規則 第7条第2項		
例規番号	昭和51年規則第12号		
<p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。 (使用許可証の交付、記載内容の変更、許可書の再交付)</p> <p>第7条 町長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは塩谷町有墓地使用許可証(別記様式第5号。以下「使用許可証」という。)を交付するものとする。</p> <p>2 使用者は、氏名、本籍及び住所に変更を生じたとき又は許可書を紛失、滅失、若しくは汚損したときは、塩谷町有墓地使用許可証記載事項変更・再交付申請書(別記様式第6号。以下「使用許可証変更申請書」という。)を町長に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 220

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	設置事業の許可
例規名 根拠条項	塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例 第9条第1項
例規番号	令和3年条例第8号
<p>【基準】</p> <p>第9条、第12条及び塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例施行規則第11条の規定による。 (設置事業の許可等)</p> <p>第9条 設置事業者は、抑制区域を含み、又は発電出力が50キロワット以上の太陽光発電設備により事業を行おうとするときは、当該事業区域に係る設置事業に関する計画(以下「設置事業計画」という。)を定め、当該設置事業計画について町長の許可(以下「設置許可」という。)を受けなければならない。</p> <p>2 設置許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。</p> <p>3 設置事業計画には、次の事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 設置事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(2) 事業区域の所在及び面積</p> <p>(3) 設置事業に係る工事施行者(以下「工事施行者」という。)の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</p> <p>(4) 設置事業の完了時における土地の形状</p> <p>(5) 太陽光発電設備を設置する位置</p> <p>(6) 設置する太陽光発電設備の構造</p> <p>(7) 設置事業の期間及び工程</p> <p>(8) 設置する太陽光発電設備の発電出力</p> <p>(9) 自然環境の保全のための方策</p> <p>(10) 景観の保全のための方策</p> <p>(11) 排水施設、擁壁その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画</p> <p>(12) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置</p> <p>(13) 前2号に掲げるもののほか、災害及び事故による被害を防止するための措置</p> <p>(14) 設置事業の施行に必要となる法令及び他の条例に基づく許認可の取得に関する計画</p> <p>(15) 設置事業の完了後における太陽光発電設備の維持管理に関する計画</p> <p>(16) 発電事業終了後の太陽光発電設備の撤去及び撤去費用の積立てに関する計画 (設置許可の基準等)</p> <p>第12条 町長は、設置許可の申請があったときは、当該申請に係る設置事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。</p> <p>(1) 周辺地域における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。</p> <p>(2) 周辺地域における景観を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。</p> <p>(3) 周辺地域において土砂崩れ、氾濫その他の災害を発生させるおそれがないこととして</p>	

規則で定める基準に適合していること。

- (4) 設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積等の造成計画が宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)、都市計画法(昭和43年法律第100号)その他の関係法令(次号及び第6号において「関係法令」という。)及び規則で定める基準に適合していること。
 - (5) 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
 - (6) 地形、地質及び周辺地域の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき措置が、関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
 - (7) 周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障をきたすおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
 - (8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の関係住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。
 - (9) 国の事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)において定められた諸条件に適合していること。
 - (10) 前条第2項の説明会及び同条第4項の協議を適切に実施していること。
- 2 町長は、第9条第2項の申請をした者又は当該申請に係る工事施行者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可をしないことができる。
- (1) 設置事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有すると認められないとき。
 - (2) 第18条の規定により設置許可又は変更許可を取り消された日から起算して5年を経過しないとき。
- 3 町長は、自然環境等への被害の発生の防止のために必要があると認めるときは、設置許可に条件を付することができる。

(設置許可の基準)

第11条 条例第12条第1項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域に鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第1項の規定により指定された鳥獣保護区及び同法第29条第1項の規定により指定された特別保護地区を含むときは、当該鳥獣保護区及び特別保護地区において鳥獣を保護すべき措置が十分に講じられていること。
 - (2) 希少野生動植物種の保護や、野生動植物の営巣地点など生態系の維持に配慮した太陽光発電設備の配置や施工を行うこと。
 - (3) 設置事業に伴い樹木等を伐採するときは、当該伐採が必要最小限度の範囲のものであること。
- 2 条例第12条第1項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 太陽光発電設備及び付帯設備の高さ、形状、色彩等が周囲と調和したものであること。
 - (2) 事業区域と隣接する土地との間に別表第2で定める緩衝帯が設けられていること。
 - (3) 太陽光発電設備が周辺の道路等の公共空間から見えないよう低木、目隠しフェンス等が設置されていること。ただし、50キロワット未満の設置事業については、設置に努めるものとする。
- 3 条例第12条第1項第3号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域に森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の保安林の存する土地を含まないこと。
- 4 条例第12条第1項第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域において、切土、盛土等の造成を行うときは、当該造成が事業区域への進入路、排水施設等の設置のための必要最小限度の範囲のものであること。

- (2) 造成計画が宅地防災マニュアル(平成19年国都開第27号)の基準に適合していること。
- 5 条例第12条第1項第5号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域内の雨水その他の地表水等を排除することができるよう必要な排水施設が設置されていること。
- (2) 排水施設の構造が下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第8条第2号、第3号及び第8号から第10号までに掲げる基準に適合していること。
- (3) 擁壁を設置するときは、宅地造成等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第6条第1項第1号及び第2号に掲げる基準に適合していること。
- (4) 下水道、排水路、河川その他の排水施設の放流先の排水能力に応じて必要があるときは、一時雨水等を貯留する調整池その他の施設が設置されていること。
- 6 条例第12条第1項第6号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 軟弱地盤であるときは、土の置換え、水抜きその他の措置が講じられていること。
- (2) 地山と盛土部分に滑りが生じないように段切りその他の措置が講じられていること。
- (3) 盛土部分の土砂が崩壊しないよう締固めその他の必要な措置が講じられていること。
- (4) 事業区域の境界に境界杭、フェンス等の工作物が設置されていること。
- 7 条例第12条第1項第7号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 大型車の通行等による道路、河川、水路その他の公共施設の破損等を防止する措置が講じられていること。
- 8 条例第12条第1項第8号の規則で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) 事業区域に近接する住宅、道路等に対し、太陽光の反射が発生する角度に太陽光発電設備が設置される場合は、透過性パネルの設置その他太陽光の反射を軽減する措置が講じられていること。
- (2) 太陽光発電設備から発生する騒音が事業区域及び周辺地域の騒音規制基準(騒音規制法(昭和43年法律第98号)第4条第1項及び栃木県生活環境の保全に関する条例(平成16年栃木県条例第40号)第5条第1項の規定により定められた騒音に係る規制基準をいう。)に適合していること。
- (3) 太陽光発電設備の定期的な維持管理及び補修を行う体制が整えられていること。
- (4) 太陽光発電設備の搬入及び設置を行う時間、期間等が関係住民等の生活環境への影響を最小限とするものであること。
- (5) 太陽光発電設備及びその附帯設備が電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)に適合していること。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 221

担当部署: くらし安全課

処分の概要	設置事業の変更許可		
例規名 根拠条項	塩谷町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例 第17条第1項		
例規番号	令和3年条例第8号		
<p>【基準】</p> <p>第17条の規定による。 (設置事業の変更許可)</p> <p>第17条 許可事業者は、第9条第3項第2号から第16号に掲げる事項を変更しようとするときは、前条第1項の規定による完了の届出の前までに、あらかじめ、当該変更について町長の許可(以下「変更許可」という。)を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。</p> <p>2 変更許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。</p> <p>3 許可事業者は、第1項ただし書の軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに、町長に届け出なければならない。</p> <p>4 第9条から前条までの規定は、変更許可について準用する。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 225

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	図書館利用者カードの交付		
例規名 根拠条項	塩谷町図書館設置管理条例施行規則 第8条第1項及び第2項		
例規番号	令和4年教育委員会規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び第8条の規定による。 (貸出しを受けることができる者の範囲)</p> <p>第7条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町内に居住している者</p> <p>(2) 町外に居住している者で、町内の事業所、学校等に通勤、通学している者</p> <p>(3) 町内に事務所を有する官公署、学校、事業所並びに団体及び読書団体(以下「団体等」という。)</p> <p>(4) その他館長が特に認めた者</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、図書館資料のうち第12条の表に規定する電子書籍の貸出しを受けることができる者は、前項第1号及び第2号に掲げる者とする。 (利用手続)</p> <p>第8条 個人で図書館資料の貸出しを受けようとする者は、本人を確認できる書類を提示した上で、塩谷町図書館利用者カード交付申込書(様式第1号)を提出し、塩谷町図書館利用者カード(様式第3号。以下「利用者カード」という。)の交付を受けなければならない。</p> <p>2 団体等で図書館資料の貸出しを受けようとする者は、その団体等の名称及び所在地、利用責任者の住所及び氏名が確認を提示した上で、塩谷町図書館利用者カード交付申込書(団体)(様式第2号)を提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。</p> <p>3 図書館資料の貸出しを受けようとするときは、利用者カードを提示しなければならない。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 226

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	図書館利用者カードの更新		
例規名 根拠条項	塩谷町図書館設置管理条例施行規則 第9条第2項		
例規番号	令和4年教育委員会規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第9条の規定による。 (利用者カードの有効期間)</p> <p>第9条 利用者カードの有効期間は、交付の日の翌月から起算して5年間とする。</p> <p>2 利用者カードの有効期間は、有効期間満了の日前に更新の申請をすることにより、申請の日の翌月から起算して5年間延長することができる。</p> <p>3 前条の規定は、利用者カードの有効期間の更新について準用する。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 227

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	図書館資料の寄贈及び寄託の承認		
例規名 根拠条項	塩谷町図書館設置管理条例施行規則 第17条第2項		
例規番号	令和4年教育委員会規則第1号		
<p>【基準】</p> <p>第17条の規定による。 (寄贈及び寄託)</p> <p>第17条 図書館は、図書館資料の寄贈及び寄託を受けることができる。</p> <p>2 図書館に資料を寄贈し、又は寄託しようとする者は、寄贈申込書(様式第5号)又は寄託申込書(様式第6号)を図書館に提出し、その承認を受けるものとする。</p> <p>3 寄贈された資料は、図書館の所有に属する。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 228

担当部署: 暮らし安全課

処分の概要	見舞金の支給
例規名 根拠条項	塩谷町犯罪被害者等支援条例 第8条第1項
例規番号	令和4年条例第23号
<p>【基準】</p> <p>第8条、塩谷町犯罪被害者等支援条例施行規則第3条から第5条までの規定による。 (見舞金の支給)</p> <p>第8条 町は、犯罪被害者等が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、遺族見舞金及び重傷病見舞金(以下「見舞金」という。)を支給するものとする。</p> <p>2 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>(1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した者(当該犯罪行為が行われた時において、町民(本町の住民基本台帳に記録された者をいう。次号において同じ。)であった者に限る。)の遺族として規則で定める者</p> <p>(2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った者(当該犯罪行為が行われた時において、町民であった者に限る。)</p> <p>3 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 遺族見舞金 30万円</p> <p>(2) 重傷病見舞金 10万円</p> <p>4 前3項に掲げるもののほか、見舞金の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>(条例第8条第2項第1号の遺族として規則で定める者)</p> <p>第3条 条例第8条第2項第1号の遺族として規則で定める者は、犯罪行為により死亡した者(以下「死亡被害者」という。)の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 死亡被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)</p> <p>(2) 死亡被害者の収入によって生計を維持していた当該死亡被害者の子(縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった者を含む。)、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>(3) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹</p> <p>2 死亡被害者の死亡の時に胎児であった当該死亡被害者の子が出生した場合における前項第2号又は第3号の規定の適用については、当該子の母が死亡被害者の死亡の時に死亡被害者と生計を一にしていた場合は同項第2号の子と、その他の場合は同項第3号の子とみなす。</p> <p>3 遺族見舞金の支給を受けることのできる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。</p> <p>4 前項の規定により第1順位となる遺族(以下「第1順位遺族」という。)が2人以上ある場合は、これらの者は、そのうちの1人を遺族見舞金の申請、請求及び受領についての代表者に選任しなければならない。この場合において、当該代表者に対して支給した遺族見舞金は、当該</p>	

第1順位遺族の全員に対して支給したものとみなす。

- 5 死亡被害者を故意に死亡させ、又は死亡被害者の死亡前に、その者の死亡によって遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。遺族見舞金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

(見舞金の支給の制限)

第4条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しない。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、死亡被害者若しくは犯罪行為により重傷病を負った者(以下「犯罪行為被害者」という。)又は第1順位遺族(第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。次号及び第3号において同じ。)と加害者との間に次のいずれかに該当する親族関係があった場合

ア 夫婦(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。)

イ 直系血族(親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。)

ウ 3親等内の遺族(ア及びイに掲げる者を除く。)

- (2) 犯罪行為の被害について、犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又は幫助する行為

イ 過度の暴力又は脅迫、重大な侮辱その他の当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

- (3) 犯罪行為被害者又は第1順位遺族に次のいずれかに該当する事由がある場合

ア 当該犯罪行為を容認していたこと。

イ 塩谷町暴力団排除条例(平成24年条例第6号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条例施行規則(平成24年規則第2号)第3条に規定する密接関係者に該当すること。

ウ 当該犯罪行為に対する報復として、加害者又はその家族その他の加害者と密接な関係にある者の命を害し、又は身体に重大な害を加えたこと。

- (4) 前3号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと町長が認める場合

2 前項第1号の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪行為被害者からの申立てにより加害者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護者等に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による保護命令が発せられていた場合

- (2) 犯罪行為が次のいずれかに該当し、かつ、当該犯罪行為により犯罪行為被害者の生命又は身体に重大な危険が生じていた場合

ア 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第32号)第2条に規定する児童虐待

イ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第3項に規定する高齢者虐待(同条第4項第2号並びに第5項第1号(同号ホに係る部分に限る。))及び第2号(同項第1号ホに係る部分に限る。))に掲げる行為を除く。)

ウ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第2項に規定する障害者虐待(同条第6項第2号に掲げる行為並びに同条第7項(同項第5号に係る部分に限る。))及び第8項(同項第5号に係る部分に限る。))に規定する行為を除く。)

- (3) 前2号に掲げる場合に準ずるものとして町長が認める場合

(遺族見舞金の額の調整)

第5条 重傷病見舞金の支給を受けた者が、当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪行為による被

害に起因して死亡した場合は、当該重傷病見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、その遺族に支給される遺族見舞金の額は、条例第8条第3項第1号に規定する遺族見舞金の額から、当該重傷病見舞金を控除した額とする。

標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 230

担当部署: 福祉課

処分の概要	医療費受給資格者証の更新		
例規名 根拠条項	塩谷町重度心身障害者医療費助成に関する条例施行規則 第4条第2項		
例規番号	昭和48年規則第7号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (条例第4条の適用期間)</p> <p>第4条 第2条の規定により申請した者が市町村民税非課税者等である場合における条例第4条の規定の適用の開始の時期は、受給資格者証の有効期間の始期と同じものとする。</p> <p>2 条例第4条の規定の適用を受けている者のうち、毎年7月1日以降に受ける保険給付について引き続き同項の規定の適用を受けようとするものについては、6月1日から同月30日までの間において、様式第1号による申請書に受給資格者証及び第2条第5号に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。</p> <p>3 助成対象者のうち条例第4条の規定の適用を受けていないものは、同項の規定の適用を受けようとするときは、様式第1号による申請書に受給資格者証及び第2条第5号に掲げる書類を添付し、町長に申請しなければならない。</p> <p>4 町長は、前項に規定する申請に対し、条例第4条の規定を適用する旨の決定をした場合において、当該助成対象者が市町村民税世帯非課税者等であるときは、申請日の属する月の翌月以降に受ける保険給付について同項の規定を適用するものとする。</p> <p>5 町長は、第2項及び第3項に規定する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年10月1日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 231

担当部署: 議会事務局

処分の概要	開示請求に対する決定
例規名 根拠条項	塩谷町議会の個人情報の保護に関する条例 第24条
例規番号	令和5年条例第4号
<p>【基準】</p> <p>第18条及び第20条から第24条までの規定による。 (開示請求権)</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。 (保有個人情報の開示義務)</p> <p>第20条 議長は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(情報公開条例第9条に規定する情報を除く。)又は情報公開条例第7条に規定する情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p>	

- ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
- イ 議会の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (5) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 議長が第24条各項の決定(以下「開示決定等」という。)をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ
 - イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報(開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。)が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的開示)

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号

に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

- 2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

標準処理期間	開示請求があった日から30日以内(第25条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 232

担当部署: 議会事務局

処分の概要	訂正請求に対する決定		
例規名 根拠条項	塩谷町議会の個人情報の保護に関する条例 第34条		
例規番号	令和5年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第31条、第33条及び第34条の規定による。 (訂正請求権)</p> <p>第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報(次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。)の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正(追加又は削除を含む。以下この章において同じ。)を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 (2) 開示決定に係る保有個人情報であって、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (保有個人情報の訂正義務)</p> <p>第33条 議長は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。 (訂正請求に対する措置)</p> <p>第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>			
標準処理期間	訂正請求があった日から30日以内(第35条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 233

担当部署: 議会事務局

処分の概要	利用停止請求に対する決定		
例規名 根拠条項	塩谷町議会の個人情報の保護に関する条例 第41条		
例規番号	令和5年条例第4号		
<p>【基準】</p> <p>第38条、第40条及び第41条の規定による。 (利用停止請求権)</p> <p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止(以下「利用停止」という。)に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。</p> <p>3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。 (保有個人情報の利用停止義務)</p> <p>第40条 議長は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。 (利用停止請求に対する措置)</p> <p>第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。</p>			
標準処理期間	利用停止請求があった日から30日以内(第42条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 235

担当部署: 総務課

処分の概要	開示請求に対する決定
例規名 根拠条項	塩谷町情報公開条例 第11条第1項及び第2項
例規番号	令和5年条例第2号
<p>【基準】</p> <p>第5条及び第7条から第11条までの規定による。</p> <p>(公文書の開示を請求できるもの)</p> <p>第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときには、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「不開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により公開することができないとされている情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお当該個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ア 公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p>	

イ 実施機関の要請を受けて、公開しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 町の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 町の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(公文書の部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分を容易に区分することができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公開しても、個人の権利利益が害されないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により

通知しなければならない。

- 2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求があった場合において、直ちに、当該開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定をして開示をすることができるときは、第1項の規定にかかわらず、開示請求者に対し、同項に規定する通知を口頭によりすることができる。

標準処理期間	開示請求があった日から14日以内(第12条第1項)		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 236

担当部署: 健康生活課

処分の概要	支給の決定		
例規名 根拠条項	しおやっこ応援金条例 第6条		
例規番号	令和5年条例第7号		
<p>【基準】</p> <p>第2条及び第4条から第6条までの規定による。 (支給対象者)</p> <p>第2条 応援金は、生まれた子(以下「出生児」という。)が出生の日から第5条に規定する申請をする日(以下「申請日」という。)まで引き続き塩谷町の住民基本台帳に記録され、次の各号のいずれかに該当する場合に、出生児の保護者に支給する。</p> <p>(1) 出生児の保護者が出産の日の6ヶ月以上前から申請日まで引き続き塩谷町の住民基本台帳に記録されていること。</p> <p>(2) 出生児の保護者が塩谷町の住民基本台帳に記録されてから出産の日までが6ヶ月未満の場合は、その記録された後6ヶ月を経過し、申請日まで引き続き記録されていること。 (応援金の支給除外)</p> <p>第4条 前条に規定する応援金は、次の各号のいずれかに該当するときは、支給しないものとする。</p> <p>(1) 出生児が死産届のとき。</p> <p>(2) 出生児を出産後、出生届と同時に死亡届をしたとき。</p> <p>(3) 申請日に出生児の世帯員が町税等を滞納しているとき。</p> <p>(4) その他特に認め難いとき。 (応援金の申請)</p> <p>第5条 応援金の支給を受けようとする出生児の保護者は、次の各号のいずれかに定める日から6ヶ月以内に町長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 第2条第1号に該当する場合 出生の日</p> <p>(2) 第2条第2号に該当する場合 塩谷町の住民基本台帳に記録された後6ヶ月を経過した日</p> <p>(3) 第3条第3項の小学校等に入学したときに応援金の支給を受けようとする場合 小学校等に入学した年の4月1日 (決定の通知)</p> <p>第6条 町長は、前条により申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給の可否を決定するものとする。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和5年4月1日	最終変更年月日	令和7年3月31日

ID: 238

担当部署: 産業振興課

処分の概要	利用の許可及び変更許可		
例規名 根拠条項	塩谷町東古屋キャンプ場の設置及び管理運営に関する条例 第4条第1項(第8条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	令和5年条例第32号		
<p>【基準】</p> <p>第4条、第5条及び塩谷町暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の許可)</p> <p>第4条 キャンプ場を利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 町長は、前項の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。 (利用の不許可)</p> <p>第5条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の利用の許可をしない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (2) キャンプ場の施設、備品等を損傷し、滅失するおそれがあると認められるとき。 (3) 前2号に掲げる場合のほか、キャンプ場の管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 町長若しくは町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「町長等」という。)は、町が設置した公の施設の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 町長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和7年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 242

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	塩谷町東古屋キャンプ場の設置及び管理運営に関する条例 第11条		
例規番号	令和5年条例第32号		
<p>【基準】</p> <p>第11条及び塩谷町東古屋キャンプ場の設置及び管理運営に関する条例施行規則第5条の規定による。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第11条 町長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第5条 条例第11条の規定により、キャンプ場の利用料金を減免することができる場合は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 町及び町機関が主催又は共催する行事に使用する場合</p> <p>(2) その他町長が特に認めた場合</p> <p>2 条例第11条の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、利用料金の減額(免除)承認申請書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項の申請があった場合において、利用料金の減免を承認するときは、利用料金減額(免除)承認通知書(様式第4号)を交付するものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 243

担当部署: 産業振興課

処分の概要	使用料の還付承認		
例規名 根拠条項	塩谷町東古屋キャンプ場の設置及び管理運営に関する条例 第12条ただし書		
例規番号	令和5年条例第32号		
【基準】 第12条の規定による。 (使用料の還付) 第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由により利用できなくなったときは、その全額又は一部を還付することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和7年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 244

担当部署: 産業振興課

処分の概要	特別の設備の許可		
例規名 根拠条項	塩谷町東古屋キャンプ場の設置及び管理運営に関する条例施行規則 第8条(第9条第2項において読み替える場合を含む。)		
例規番号	令和5年規則第32号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (特別の設備)</p> <p>第8条 使用者は、町長の許可を得て特別の設備をすることができる。ただし、使用者は使用後直ちにこれを撤去し、元の状態に復さなければならない。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	令和7年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1004

担当部署: 産業振興課

処分の概要	特別地区内における行為の許可
例規名 根拠条項	自然環境の保全及び緑化に関する条例 第15条第4項
例規番号	昭和49年栃木県条例第5号
<p>【基準】</p> <p>第15条第4項、第6項及び自然環境の保全及び緑化に関する条例施行規則第6条の規定による。</p> <p>(特別地区)</p> <p>第15条</p> <p>4 特別地区内においては、次の各号に掲げる行為は、知事の許可を受けなければ、してはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、第1号から第5号まで若しくは第10号に掲げる行為で森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域若しくは同法第41条の規定により指定された保安施設地区(以下「保安林等の区域」という。)内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。)の許可を受けた者が行うその許可に係るもの、第6号に掲げる行為で前項の規定により知事が指定する方法によりその限度内において行うもの又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。</p> <p>(2) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。</p> <p>(3) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。</p> <p>(4) 水面を埋立て、又は干拓すること。</p> <p>(5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>(6) 木竹を伐採すること。</p> <p>(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。</p> <p>(8) 知事が指定する区域内においてその区域が本来の生育地でない植物で、その区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又はその植物の種子をまくこと。</p> <p>(9) 知事が指定する区域内においてその区域が本来の生息地でない動物で、その区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(その指定する動物が家畜である場合におけるその家畜である動物の放牧を含む。)</p> <p>(10) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内においてその湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。</p> <p>(11) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>(12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの</p> <p>6 知事は、第4項各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同項の許可をしてはならない。</p>	

(特別地区内の行為の許可基準)

第6条 条例第15条第6項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 工作物を新築すること。

ア 仮設の工作物(ウに掲げるものを除く。)

(ア) その工作物の構造が、容易に移転し、又は除去することができるものであること。

(イ) その新築の方法並びにその工作物の規模、形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 地下に設ける工作物(ウに掲げるものを除く。)

その新築の方法並びにその工作物の位置、規模及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 次に掲げる工作物

その新築の方法並びにその工作物の規模及び形態が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(ア) 砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防設備

(イ) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第3項に規定する地すべり防止施設

(ウ) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川その他の公共の用に供する水路又はこれらを管理するための施設

(エ) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

(オ) 農業、林業、漁業その他生業の用に供するための建築物(住宅を除く。)

(カ) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項第1号に規定する土地改良施設

(キ) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、農道、林道その他の道(以下第13号及び第8条第11号を除き「道路」という。)であって、自動車のみの交通の用に供し、かつ、主として観光の用に供するもの以外のもの

(ク) 道路を管理するための建築物

(ケ) 鉄道、軌道又は索道

(コ) 鉄道、軌道若しくは索道の駅舎又は自動車による旅客運送事業の営業所若しくは待合所である建築物(これらに附帯する建築物を含む。)

(サ) 航空法(昭和27年法律第231号)第2条第5項に規定する航空保安施設

(シ) 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気又は水象の観測のための工作物

(ス) 有線電気通信のための線路若しくは建築物又は空中線系(その支持物を含む。)

(セ) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物(火力発電所を除く。)

(ソ) 教育又は試験研究を行うための工作物

(タ) 水道法(昭和32年法律第177号)第3条第8項に規定する水道施設

(チ) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路

(ツ) 送水管、ガス管その他これらに類する工作物

(テ) 宗教法人法(昭和26年法律第126号)第3条に規定する境内地における同条に規定する境内建物又は旧宗教法人令(昭和20年勅令第719号)の規定による宗教法人のこれに相当する工作物

- (ト) 消防又は水防の用に供する望楼、警鐘台又は機械若しくは器具等を格納する建築物
 - (ナ) 当該特別地区内に居住する者の使用する物置、車庫、便所その他日常生活の用に供する建築物(住宅を除く。)
 - (ニ) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物
 - (ヌ) 栃木県文化財保護条例(昭和38年栃木県条例第20号)第4条第1項の規定により指定された有形文化財及び同条例第31条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の保存のための建築物
 - (ネ) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第6項に規定する都市計画施設である公園、緑地若しくは墓園の区域内に設けられる工作物
 - (ノ) (ア)から(エ)まで、(カ)、(ケ)又は(サ)から(ツ)までに掲げる工作物に付帯する建築物又はこれらの工作物を管理するための建築物
 - (ハ) 条例第15条第4項の規定による許可を受けた行為(条例第20条第1項後段の規定による協議に係る行為を含む。)を行うための工作物
- エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物(以下このエにおいて「普通建築物」という。)
- (ア) その新築が、次のいずれかの土地を敷地として行われること。ただし、その新築が、自己の居住の用に供するために行われる場合、当該特別地区内に存した普通建築物であって災害により滅失したものの復旧のために行われる場合又は当該特別地区内に居住する者の災害からの避難のために行われる場合にあつては、この限りでない。
 - a 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であった土地
 - b 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であった土地
 - c 現に存する建築物の敷地である土地
 - d a又はbの土地に隣接する土地(道路又は水路をはさんで接する土地を含む。)
 - (イ) その普通建築物の高さが、10メートル(その新築が次に掲げる場合であつて、従前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、従前の普通建築物の高さ)を超えないこと。
 - a 現に存する普通建築物の建替えのために行われる場合
 - b 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して前6月以内に除却した普通建築物の建替えのために行われる場合
 - c 災害により滅失した普通建築物の復旧又は災害からの避難のために行われる場合
 - (ウ) その普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第3号に規定する床面積をいい、同令第1条第2号に規定する地階の床面積は、算入しない。以下同じ。)の合計が、200平方メートル(その新築が(イ)のcの場合であつて、従前の普通建築物の床面積の合計が200平方メートルを超えるときは、従前の普通建築物の床面積の合計)を超えないこと。ただし、その新築が(ア)のa又はbの土地において行われる場合にあつては、この限りでない。
 - (エ) その新築の方法並びにその普通建築物の形態及び用途が、新築の行われる土地

及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

オ ア、イ又はウに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)

(ア) その工作物の高さが、10メートルを超えず、かつ、水平投影面積が200平方メートルを超えないこと。

(イ) その新築の方法並びにその工作物の形態及び用途が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(2) 工作物を改築すること。

ア 仮設の工作物(ウに掲げるものを除く。)

(ア) その改築後の工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) その改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 地下に設ける工作物(ウに掲げるものを除く。)

その改築の方法及び改築後の工作物の用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 前号ウに掲げる工作物

その改築の方法並びに改築後の工作物の形態が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物(以下このエにおいて「普通建築物」という。)

(ア) その改築後の普通建築物の高さが、10メートル(改築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、改築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。

(イ) その改築の方法並びに改築後の普通建築物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

オ ア、イ又はウに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)

(ア) その改築後の工作物の高さが、改築前の工作物の高さを超えないこと。

(イ) その改築の方法並びに改築後の工作物の形態及び用途が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(3) 工作物を増築すること。

ア 仮設の工作物(ウに掲げるものを除く。)

(ア) その増築部分の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

(イ) その増築の方法並びに増築後の工作物の規模、形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 地下に設ける工作物(ウに掲げるものを除く。)

その増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 第1号ウに掲げる工作物

その増築の方法並びに増築後の工作物の規模及び形態が、増築の行われる土地及び

その周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

エ ア、イ又はウに掲げる建築物以外の建築物(以下このエにおいて「普通建築物」という。)

(ア) その増築後の普通建築物の高さが、10メートル(増築前の普通建築物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の普通建築物の高さ)を超えないこと。

(イ) その増築後の普通建築物の敷地内における普通建築物の床面積の合計が、200平方メートルを超えないこと。ただし、その増築が次のいずれかの土地において行われる場合にあっては、この限りでない。

a 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された日の前日から起算して6月前において現に建築物の敷地であった土地

b 特別地区が指定され、又はその区域が拡張された際現に新築の工事中の建築物の敷地であった土地

(ウ) その増築の方法並びに増築後の普通建築物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

オ ア、イ又はウに掲げる工作物以外の工作物(建築物を除く。)

(ア) その増築後の工作物の高さが、10メートル(増築前の工作物の高さが10メートルを超えるときは、増築前の工作物の高さ)を超えず、かつ、水平投影面積が、200平方メートル(増築前の工作物の水平投影面積が200平方メートルを超えるときは、増築前の工作物の水平投影面積)を超えないこと。

(イ) その増築の方法並びに増築後の工作物の形態及び用途が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(4) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。

その土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 土地を開墾すること。

イ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。

ウ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。

エ 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。

オ 工作物の新築、改築若しくは増築、鉱物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。

(5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

その行為が次のいずれかに該当し、かつ、行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 河川その他の公共の用に供する水路の区域内において土石を採取すること。

イ 水又は温泉をゆう出させるために土石を採取すること。

ウ 教育又は試験研究のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

エ 工作物の新築、改築又は増築を行うための地質調査のために鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

オ 露天掘りでない方法により鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。

(6) 水面を埋立て、又は干拓すること。

<p>その行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(7) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。</p> <p>その行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(8) 木竹を伐採すること。</p> <p>その木竹の伐採の方法及び規模が、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(9) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。</p> <p>その木竹の損傷の方法及び規模が、損傷の行われる土地の木竹の生育状況に照らして、その生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(10) 知事が指定する区域内においてその区域が本来の生育地でない植物で、その区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又はその植物の種子をまくこと。</p> <p>その行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(11) 知事が指定する区域内においてその区域が本来の生息地でない動物で、その区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(その指定する動物が家畜である場合におけるその家畜である動物の放牧を含む。)</p> <p>その行為の方法及び規模が、行為を行う土地及び周辺の土地の区域内における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(12) 知事が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内においてその湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。</p> <p>その行為の方法及び規模並びにその汚水又は廃水の状態が、その湖沼又は湿原の区域における優れた自然の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(13) 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち知事が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。</p> <p>その行為の方法及び規模が、行為を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p>(14) 次に掲げる行為</p> <p>7</p> <p>ア 災害の防止のために必要やむを得ない行為</p> <p>イ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1005

担当部署: 産業振興課

処分の概要	野生動植物保護地区内における野生動植物(動物の卵を含む。)の捕獲等の許可		
例規名 根拠条項	自然環境の保全及び緑化に関する条例 第16条第3項第7号		
例規番号	昭和49年栃木県条例第5号		
<p>【基準】</p> <p>第16条第3項第7号の規定による。 (野生動植物保護地区)</p> <p>第16条</p> <p>3 何人も、野生動植物保護地区内においては、その野生動植物保護地区に係る野生動植物(動物の卵を含む。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要があると認めて許可した場合</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1009

担当部署: 建設水道課

処分の概要	禁止地域以外の地区における広告物の表示等の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第5条		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p>【基準】</p> <p>第5条及び第15条の規定による。 (許可地域)</p> <p>第5条 第3条に掲げる地域又は場所以外の地域において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第15条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置についての許可の基準は、規則で定める。</p> <p>2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、やむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1010

担当部署: 建設水道課

処分の概要	自己の営業所等における自己の営業内容等の表示等の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第8条第4項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p>【基準】</p> <p>第8条第4項及び第15条の規定による。 (適用除外)</p> <p>第8条</p> <p>4 自己の営業内容等を表示するため自己の営業所等に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件で、第2項第1号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。 (許可の基準)</p> <p>第15条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置についての許可の基準は、規則で定める。</p> <p>2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、やむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1011

担当部署: 建設水道課

処分の概要	自己の営業所等以外の場所における自己の営業所等の所在の表示等の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第8条第5項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p>【基準】</p> <p>第8条第5項及び第15条の規定による。 (適用除外)</p> <p>第8条</p> <p>5 自己の営業所等の所在を表示するため、自己の営業所等以外の場所に表示し、又は設置する広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。 (許可の基準)</p> <p>第15条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置についての許可の基準は、規則で定める。</p> <p>2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、やむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1012

担当部署: 建設水道課

処分の概要	道標、案内図板、その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件の表示等の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第8条第6項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
【基準】	<p>第8条第6項及び第15条の規定による。 (適用除外)</p> <p>第8条</p> <p>6 道標、案内図板、その他公共的目的をもった広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又は掲出物件については、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第3条の規定は適用しない。 (許可の基準)</p> <p>第15条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置についての許可の基準は、規則で定める。</p> <p>2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、やむを得ないと認めるときは、許可をすることができる。</p>		
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1013

担当部署: 建設水道課

処分の概要	適用除外の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第9条第2項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p>【基準】</p> <p>第9条第2項の規定による。</p> <p>第9条 知事は、良好な景観の形成又は風致の維持のため、知事が指定する場所又は施設を利用して別に知事が定める規格に従い表示される広告物については、第3条及び第15条第1項の規定の適用を除外することができる。</p> <p>2 前項の適用の除外を受けようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1014

担当部署: 建設水道課

処分の概要	許可期間の更新(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第13条第3項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p>【基準】</p> <p>第13条の規定による。 (許可の期間及び条件)</p> <p>第13条 知事は、第5条、第8条第4項から第6項まで又は第9条第2項の規定により許可をする場合においては、許可期間を定めるほか良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。</p> <p>2 前項の許可の期間は、3年を超えることができない。</p> <p>3 知事は、申請に基づき許可の期間を更新することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1015

担当部署: 建設水道課

処分の概要	変更等の許可(車両又は船舶に表示される屋外広告物に係るものを除く。)		
例規名 根拠条項	栃木県屋外広告物条例 第14条第1項		
例規番号	昭和39年栃木県条例第64号		
<p>【基準】</p> <p>第14条第1項の規定による。 (変更等の許可)</p> <p>第14条 第5条、第8条第4項から第6項まで又は第9条第2項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするときは、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1018

担当部署: 建設水道課

処分の概要	布設の確認		
例規名 根拠条項	栃木県小規模水道条例 第3条		
例規番号	昭和38年栃木県条例第30号		
【基準】 第3条の規定による。 (布設の確認) 第3条 小規模水道の布設をしようとする者は、知事の確認を受けなければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年8月1日

ID: 1019

担当部署: 建設水道課

処分の概要	施設の変更確認		
例規名 根拠条項	栃木県小規模水道条例 第7条第1項		
例規番号	昭和38年栃木県条例第30号		
【基準】 第7条第1項の規定による。 (施設の変更) 第7条 小規模水道布設者は、給水区域、水源又は浄水方法を変更しようとするときは、知事 の確認を受けなければならない。 2 第5条の規定は、前項の確認について準用する。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年4月1日	最終変更年月日	令和7年8月1日